

第十回 参議院通商産業委員会會議録第二十一号

昭和二十六年三月三十一日(土曜日)午後三時十七分開会

本日の会議に付した事件

○計量法案(内閣送付)

○高圧ガス取締法案(内閣提出)

○熱管理法案(衆議院提出)

○派遣議員の報告

○委員長(深川繁左門君) 只今から委員会を開会いたします。

つきましては参議院のほうに予備付託になっております計量法案の提案趣旨を大臣から説明があるそうでございますから、御説明をお願いいたします。

○國務大臣(横尾龍吾) 只今議題と相成りました計量法案について提案の理由を御説明申し上げます。

計量に關しては、現在度量衡法がございまして、度量衡法は、明治四十二年法律第四号として制定されたものであつて、その後大正十年メートル法採用の大改正を初め数次に亘つて改正されてきたが、なおその大綱については、制定當時と大した変化はなく、終戦後の諸制度の一新の情勢からとり残された観がありました。そのため学

界、業界、計量器の使用者など各方面から現行度量衡法改正の要望が高まり、国会において同法の改正促進の建議案が提出されたことも一再でなかつたのであります。そこで通商産業省としては、昭和二十一年十一月よりこれが改正に着手し、種々検討を加えて來ました結果、今回計量法の成案を得た次第であります。

計量法案は、現行度量衡法を全面的に改正しようとするものであります。が、その改正の要点は左の通りであります。

第一に單位については、現行度量衡法が規定する長さ、面積、体積、質量、温度、密度、圧力、工率、力及び仕事の十單位の他に時間、速さ、加速度の大きさ、熱量、角度、流量、粘度、濃度、光度、光束、照度、周波数、騒音の大きさ、繊維、かたさ、衝撃値、引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、湿度、比重及び耐火度を加え、電気関係のものを除き、最近経済界において取引又は証明に使用されている單位を網羅しました。

第二に現行度量衡法が、製作、修繕及び販売の營業に免許制度を採用してゐるのに対し、計量法案では製造及び修理の事業に許可制度を、販売の事業に登録制度を採用しました。

第三に檢定に關しては、その構造、公差に幅を持たせて用途に応じた精度又は構造を有する計量器の檢定ができるように組立て、且つ檢定の主体として精度の高低、檢定の難易等により通商産業大臣と都道府県知事との間の所管を明確にすると共に、部品檢査及び原型檢査の制度を新たに設け、檢定の簡素化の途を開きました。

第四に原器に比較してその器差を測定するための比較檢査の制度を確立するとともに容器的容量檢査の制度を新たに設けました。

第五に貨物の運送、寄託又は売買に關連して積込若しくは積下、倉入若しくは倉出又は引渡をする際にその貨物の計量單位による証明をする計量證明業者の使用する計量器について登録制度を設け、その精度保持の義務を定めました。

第六に計量に關する取締に關しては、現行度量衡法では、主として都道府県知事の権限になつていますが、計量法案では、更に市町村長に對しても大幅にその権限を與えました。

第七に工場、事業場、店舗、官公署などにおける計量管理を促進するため指定事業場の制度及び計量士の制度を確立しました。

第八に現行度量衡法においては、檢定又は取締の統一の保持が困難でありましたが、計量法案では、檢定又は取締に新たに覆審制度を設け、その審査をするために計量調査官を置き、更に檢定、取締用基準器その他につき基準器檢査制度を設けてその統一に留意しました。

なお現行度量衡法の下においても、度量衡制度は、メートル法を基本とし、尺貫法、ヤードポンド法を昭和三十三年十二月末日まで併用することになつていますが、この点は計量法案において、そのまま踏襲しました。

現行度量衡法は、すでに半世紀を経たものでありまして、最近の経済及び文化の突進とは疎隔して來てゐるのであります。政府はここに計量法案を提出して、取引証明の安全を確保し経

済及び文化の發展に資せしめようとするものであります。

何とぞ十分御審議の上御議決あらんことを希望いたします。

○委員長(深川繁左門君) 次に昨日提案されました高圧ガス取締法案について、法案の骨子となつております点について政府側の御説明をお願いいたします。

○政府委員(長村貞一君) 高圧ガス取締法案の内容につきましてその大體の要領を御説明申し上げます。

昨日大臣の提案理由の御説明にございましたように、今回提案いたしました高圧ガス取締法案は、現在ございまして圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法、これは大正十一年に制定施行されております古い法律でございます。これが現在行われておりますこの法律の全面的改正案でございます。結局大正十一年に現行法が施行されてから相当の時を経ておりますので、その間御承知のように新憲法も施行されて、これに應じまして法体系を整備する必要もございましたし、或いは又當時所管しておりました内務省というものがなくなりました今日、この仕事を担当しております行政機関も変わつておりますので、今日それに應じた担当機関の仕事或いは職責というものを、はつきりさせる必要がございます。又根本には高圧ガス工業界というものが非常に進歩して參つておりますので、従ひましてこれに即応した技術的取

締基準というものが變えて參らなければならぬので、これらの点を中心といたしまして、所要の改正を加えたわけでございます。

先ずこの法体系の整備という問題でございますが、現在の圧縮瓦斯及び液化瓦斯取締法は、法律といたしましては僅かに十二條の簡單なものでございまして、施行令が四十五條あるわけにして、施行令が四十五條あるわけでございます。即ち取締の實體をなしますものは、殆んど全部この施行令の四十五條に譲られておるような状態でございまして、言葉を換えて申しますと、非常に広い範圍の委任規定によつて法律が動いておるということになつておるのでございます。これはもとより今日の新憲法下の法体系としては甚だふさわしくないものでございまして、この点から新法といたしましては章を六つ設けまして、總則、事業、保安、容器、機器及び原料ガス、雜則、罰則、こういふ六章の章を設けまして、條文としても八十四條、これに加ふるに附則を設ける、かように法律自体におきまして取締の対象、或いは各種の取締規定というものを法律自身にでき得る限り盛り込んで、その態勢を整備するということにいたしましたのであります。これに加えて最近の立法の例に従ひまして、行政処分に對しまするいわゆる行政救済の方法をも法律に規定するということにいたしておるのでございます。内容は只今申しましたように相當広汎のものでございま

するので、その各條に亘りまして詳細な規定があるのであります。殊にかなりの部分は技術的内容を持つておりまするものでございまして、その一つについて申し上げることも煩瑣に過ぎるかと思ひますが、大體の法の組立なり内容を各章別に概略を申し上げて行きたいと存じます。

第一に第一章の總則の章におきまして、法律の目的及び取締の対象であります高圧ガスの定義をはつきりとしたことにいたしてあります。現行法におきましてはすべての液化ガスということに適用範圍がなつておるわけでございますが、新法におきましてはこれをはつきりと実態に即しまして、特定の液化ガスに限りこの法律が適用されるというふうにはつきりいたしましたのでございまして、同時に又國に對しましてもやはりこの法律の適用のあることを明確にいたしておるのでございます。

それから第二章の事業の所でございまして、これは結局この法律が高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、つまり高圧ガスができてから転々流通いたしまして最終消費者の手で消費されるまでの各種の段階におきまして取締をこの章で規定いたしております。製造につきましては或る一定量以上の製造をいたしました場合には許可制を布いてあります。一定の量以下のもは届出制になつておるのでございまして、販売につきましては現行法通り許可制をとり、又ガスを貯蔵する場合の取締につきましては、現在は貯蔵營業を許可制にしておりますが、これをやめまして、貯蔵所、貯蔵する場所を取締る規定を設けることにいたしておるのであります。移動、消費等は

殆んど現状の通りであるのであります。第三章の保安でございまして、これは高圧ガスの製造につきまして保安上の必要な規定を設けております。作業主任者の制度或いは各種の保安検査というふうな規定を設けておるのであります。特に一方におきましては、第七國會において御審議御決定を頂きました火薬類取締法に倣ひまして危害予防規程というものを設けることにいたしました。これによりまして各工場、各事業場におきまして自主的に災害の防止が図られるようにいたしてあるわけでございます。

第四章に容器、つまり高圧ガスのいれもの、つまりボンベその他の容器でございまして、これとか高圧ガスを専門に造ります機械類及び高圧ガスの原料となるガスの取締も特に規定したわけでございます。これらの点は高圧ガスの性質から参ります特質として、特にこれを流通しますためには、特にボンベその他の容器に入れてこれを流通させ、而もここに各種の災害なり危険が発生しがちなものでありますので、容器の取締上危険防止に遺憾なくおしめるためにその所要の規定を設けてございまして、又高圧ガス自身の危害防止を徹底いたしましたために、最小必要限度の範圍におきまして、これを製造いたしました機械類及び原料ガスの点まで取締の手を及ぼすために所要の改正をいたしておるわけでございます。

以上が大體この法律の骨格となつております内容でございまして、これに附屬いたしまして第五章雜則には、各種の報告の徴收或いは帳簿の記載、必

要に於じての關係官吏等の立入検査その他の規定を設けております。同時にこの法律は先ほど申しましたように非常に現在まで進歩しており、又將來も大いに進歩するであろうところの高圧ガス工業の実態に即して各種の取締を實行して参る必要もございまして、高圧ガス保安審議会という制度を設けて、學識経験者のかたの相當數に御参加願ひまして、業界の発達に即応しつつこれを運用して参るという制度も設けておるのでございます。その他当初申しました公聽會、不服の申立その他行政救済の條項も入れてあるのでございます。

最後にこれに對應いたしまして所要の義務規定の違反に對して罰則を他の立法令に倣つて規定しておるわけでございます。

甚だ大ざつぱでございまして、以上法案の大體の骨子を御説明申し上げます。

○委員長(深川榮左門君) 高圧ガス取締法案の審議はあと廻しにいたします。

次に熱管理法案を議題といたします。

昨日までの委員会で質疑は盡きておりますので、これより討論に入りまして、御意見のおありのかたはそれれ、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見のかたは修正意見をお述べを願ひます。

○境野清雄君 熱管理法案に對する修正案を私から提出したいと思ひます。

要に於じての關係官吏等の立入検査その他の規定を設けております。同時にこの法律は先ほど申しましたように非常に現在まで進歩しており、又將來も大いに進歩するであろうところの高圧ガス工業の実態に即して各種の取締を實行して参る必要もございまして、高圧ガス保安審議会という制度を設けて、學識経験者のかたの相當數に御参加願ひまして、業界の発達に即応しつつこれを運用して参るという制度も設けておるのでございます。その他当初申しました公聽會、不服の申立その他行政救済の條項も入れてあるのでございます。

最後にこれに對應いたしまして所要の義務規定の違反に對して罰則を他の立法令に倣つて規定しておるわけでございます。

○委員長(深川榮左門君) 高圧ガス取締法案の審議はあと廻しにいたします。

次に熱管理法案を議題といたします。

昨日までの委員会で質疑は盡きておりますので、これより討論に入りまして、御意見のおありのかたはそれれ、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見のかたは修正意見をお述べを願ひます。

○境野清雄君 熱管理法案に對する修正案を私から提出したいと思ひます。

即ち「指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するに於ては、熱管理の意見を尊重しなければならない」と、この一項を削るといふ修正案を提出するのであります。

○委員長(深川榮左門君) 他に御発言ございせんか。

○栗山長夫君 私は只今提案になつております熱管理法案に對しまして、修正案に反對をいたし、原案に賛成をいたしたいと存じます。

原案に賛成する理由並びに修正案に反對をいたします理由を申述べたいと存じます。原案は、その提案理由の説明並びに法案の審議の過程でも明らかにいたしましたように、我が國の産業振興に不可欠な石炭を中心としたさまざまな燃料資源を徴用いたしまして、これを高度に活用して産業の運営に當らせたいという意味を以ちまして、熱管理を実施せんとするところに目的があるようでありまして、御承知のように日本の石炭資源は極めて貧弱でございまして、これに代るに豊富な電力を以てすべく、いわゆる石炭ベースより電力ベースへの切替が、口に叫ばれておりますけれども、電力開発は意のごとく進まないものでありまして、かようなベースの切替も、我が國の只今の経済力を以ていたしますならば、又或いは見通しの付く近い將來の期待を以ていたしても、なかなか至難のことであらうと存するのであります。従ひまして先ず行ふべきことは、この不足な石炭資源をトーンでも節約をする、而も産業に支障を與えないという意味からいたしますならば、

ば、石炭の合理的な節約のためにはあらゆる努力を拂わなければならないのであります。こゝより観点からも熱管理法案が企圖しておりますところの熱源の有効利用を図りますためのいろいろな指導法として、更に欠けるところを補ひまして、高度の活用をされたいと思ひます。更にこゝうことを行ひますことによりまして、工場内におきましてところのいわゆる操業の合理化というものの一端が果されて、行くのではないかと思ふのであります。又説明にございまして、戦後熱管理を指導されるような工場の成績表を見ますと、石炭を二割以上節約することが可能であると認められ、八三%、陶磁器工業におきましては六五%、食料品工業におきましては七二%、繊維工業におきましては六〇%、ゴム工業におきましては七二%、染色加工工業におきましては七六%、化学工業におきましては七五%の高率を占めていたものであります。而も只今指摘されましたような工場は、それら熱源として石炭等を有力なる資源として使われておる工場でありまして、こゝういふような観点からいたしても、二十四年度の熱管理の工場石炭実績が百六十二万トに及んでおるといふ報告がなされておりますけれども、極めて重視しなければならぬと思ふのであります。これは法の立て方等に不備があること、も質疑の際に同僚議員諸君から指摘をせられておるのであります。法の不備がありまするならば改めまして、そうして更に体系を整えられることが好ましいのであります。技術法といたしまして、今申し上げました趣旨からし

ば、石炭の合理的な節約のためにはあらゆる努力を拂わなければならないのであります。こゝより観点からも熱管理法案が企圖しておりますところの熱源の有効利用を図りますためのいろいろな指導法として、更に欠けるところを補ひまして、高度の活用をされたいと思ひます。更にこゝうことを行ひますことによりまして、工場内におきましてところのいわゆる操業の合理化というものの一端が果されて、行くのではないかと思ふのであります。又説明にございまして、戦後熱管理を指導されるような工場の成績表を見ますと、石炭を二割以上節約することが可能であると認められ、八三%、陶磁器工業におきましては六五%、食料品工業におきましては七二%、繊維工業におきましては六〇%、ゴム工業におきましては七二%、染色加工工業におきましては七六%、化学工業におきましては七五%の高率を占めていたものであります。而も只今指摘されましたような工場は、それら熱源として石炭等を有力なる資源として使われておる工場でありまして、こゝういふような観点からいたしても、二十四年度の熱管理の工場石炭実績が百六十二万トに及んでおるといふ報告がなされておりますけれども、極めて重視しなければならぬと思ふのであります。これは法の立て方等に不備があること、も質疑の際に同僚議員諸君から指摘をせられておるのであります。法の不備がありまするならば改めまして、そうして更に体系を整えられることが好ましいのであります。技術法といたしまして、今申し上げました趣旨からし

て、この法案を可決されることは妥当であらうと思われるのであります。

ただ一言私がこの運用に當つて意見を申上げますならば、今日国の試験を以ておこなふ資格を與えておきますものは、弁護士とか、弁理士或いは会計士のような部面は一応別としてしましても、公衆衛生關係にいたしますならば、理髪とか、助産婦或いは看護婦、医師等の資格、更に交通保安の問題からいたしましては自動車運転手、災害防止の点からいたしますならば、汽船士とか或いは電気主任技術者というような資格が與えられておるのであります。こういうものと又別個な性格を以てしまして、ここに熱管理士というものが設けられることになつておるのであります。従いまして熱管理士の養成ということは、又資格の附與ということにつきましては、この熱管理法が企圖しておりますところを完全に実施、指導し得るような人材を以て當てなければならぬのであります。若し一步誤りますると、形式的な熱管理士がでかぬといふ限らないのであります。この点は運用上特に注意を要する点であると思つておられます。又質疑の途中に私申上げましたが、少くとも石炭等を中心としたしまして熱源を多量に使用します工場においては、大体汽船士が熱管理士との關係も微妙であります。將來の運用といたしまして、折角の問題に最もふさわしい、近い仕事をしておられますところの汽船士等を再教育をせられて、そうして曾つてありました熱管理規則によつて設けられておる熱管理士と併せ行いまして、そう

して無用の摩擦或いは名目的な熱管理士ができるというようなことのないように、飽くまでも熱管理法の完備を期してその運営のできる土を選ぶように努力をせられたらと思つておられます。又この法律はその立て方が不備であると指摘せられております点はいろいろありますけれども、これによりまして国が熱管理の指導について、その所定の枠を超えて事業に干渉をし、或いは事業者に圧迫を加える等のことは嚴に戒めなければならぬと思つておられます。飽くまでも事業場における自主的な形におきまして目的の達成されるように指導せらるべきものであると考えるので、以上のような観点からいたしまして、私は原案に賛成をいたすものであります。同時に修正案につきましては遺憾ながら賛成をいたしかねるのであります。

その理由は、法案にもありますように第三條には第一項第一号から第五号まで、例えば、風化、自然発火、漏失等による燃料の損失の防止、燃料の燃焼、ガス化及び乾りゆづの合理化、加熱及び伝熱の合理化、ふく射、伝導、漏失等による熱の損失の防止、廢熱の回收、こういう問題につきまして指定工場の事業主が燃るべき改善を行わなければならないときには、熱管理者の意見を尊重しなければならぬといふことになつておられます。このことが熱管理法の最も中心的な狙いの点であると言わなければならぬのであります。賛成の皆さんがたいたしましては、これは道徳的な規定であり、或いは又こまごまは行過ぎであるといふ御議論もありませんけれども、第三條の、先ほど述べました具体的な事例という

ものは、勿論その時、場所によつて然るべき考慮を拂わなければなりませんけれども、工場自体の運営においても是非とも行わなければならないことである。而もそういうことを専門的な立場に立つて研究いたしました熱管理者が意見を述べるといふことになりなすならば、当然尊重されて然るべきものであります。恐らく事業主といへどもその意見を尊重しないという気持はなからうと思つておられます。曾つて石炭の国家管理法が上程になりましたときに、いわゆる従業員の代表のほうから、いろいろ経営参加的な意味における操業に対する意見を述べる機関が設けられたことがありますが、その成果も必ずしも万全であつたとは言えないけれども、相当の効果を収めたのであります。そういう意味からいたしまして、私は法律を以て熱管理者を設けます以上は、その意見はやはり法の一つの權威を以て事業主が尊重されるべきであります。今後新しい経営におきましては、やはりその工場の経営は資本家的観点のみではなくして、すべての問題が公益的な観点から行われて行かなければならぬのであります。特に国家資源の最も重要な燃料を扱うがごとき場合におきましては、当然この精神が必要であると思つておられます。私は只今の修正案が不備と言われておりますこの熱管理法の中心をさういふ、更に骨抜きにするような氣持を持ちますので賛成をいたしかねるわけでありま。

以上意見を申述べまして私の討論といたすわけでありま。

○委員長(深川樂左門君) ほか御發言ございませんか。

○西田隆男君 私は修正案に賛成をするものであります。

只今栗山君から續々原案賛成の御意見がございましたが、私は極めて簡単に修正案に賛成する要点を申述べたいと思つておられます。第一に、この管理法案の狙いである第一條の目的に副うためには、この法案ではその目的達成は私は望めないと。その理由は、今までの法案提出後、政府当局並びに提案者の説明を聞いておられますと、現在おられます熱管理規則によつてだん／＼熱管理が促進せられてもう少しやうたという、やつたら効果があるだろうというやうな答弁を頂いておられます。従つて答弁のうち、或いは説明の中に熱管理士を置いてこの熱管理法の狙いとしておこなふことをやらなければ熱管理が完全に行かないのだという、我々の了解するやうな答弁を頂いておりません。ところが一つは現在すでにさつき栗山君が言われたように何十％かの熱管理が熱管理規則によつて促進されておるといふやうな実情から考えまして、若しこれ以上熱管理の効果を上げるとするならば、少くともこの法律案の中には政府は、指導監督援助をするという建前から若し熱管理士を雇つておつて熱管理の意見を用いた場合においては、少くとも政府は強権を以てこれに対する一定の命令権を持たなければならぬ。そうしなければ管理の本當の目的の達成はできなと、民主的、自主的にやらせるといふは設けていないのだ、こういう御答弁

を頂いておりますけれども、その程度であるならば現在の熱管理規則によつて十分その目的の達成はできる。少くとも管理法という一つの国家權力を活用する法律を作る以上、この法律の中にはさつき申上げましたように指示命令権を監督官庁の主務大臣が持つという規定がなければならぬ。もう一つの理由は熱管理士の行ふべき業務の範囲その他は経営者が適當に範圍をきめればよろしいといふ言ひながら、経営者には第三号によつて帳簿の記載の事項、或いは虚偽の申告に対する罰則等々法律によつて定められた熱管理士そのものが責任に違背した場合における罰則は何ら設けられておりません。少くとも民間の事業経営形態の中において雇主が被用者の意見を尊重しなければならぬといふことが規定が、仮に道徳規定でありまして設けられておるといふことは、即ち政府が説明されるように、或いは提案者が説明されるように企業経営を自主的にやらせるという目的に反しておる。終戦後五年以上を経過した今日においてなお日本の各種産業が、こういうやうな経営者が被用者の意見を尊重しないといふ段階にあるとは私は考えられておる。又熱管理規則によつて或る程度の目的を達しておる現実から考えまして、少くとも経営者はその経営を最も妥當にするために、合理化するため、熱源を少く使用するために熱管理士である人の意見を尊重することは当然のことである。法案の中に何らこういう特別な規定を設けなくても私は差支えない、こういうやうな考え方を持つております。こういうやうな観点か

私はこの修正案のほうに賛成をしまして、原案のほうには反対をするのであります。

○委員長(深川榮左工門君) ほかに御発言はございませんか。ほかに御意見もないようでございますから討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないと認めます。それではこれより熱管理法案について採決いたします。先ず討論中になりました境野君の修正案を議題に供します。境野君提出の修正案に賛成のかたの挙手をお願いいたします。

【挙手者多数】

○委員長(深川榮左工門君) 多数でございます。よつて境野君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました境野君の修正にかかるところを除いて衆議院提出にかかる熱管理法案の全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成のかたの挙手をお願いいたします。

【総員挙手】

○委員長(深川榮左工門君) 全会一致と認めます。よつて熱管理法案は多数を以て修正議決されました。

それから本院規則七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には、多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられたかたは順次署名をお願いいたします。

なお本会議における口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになっておりますが、

これは委員長において本案の内容の説明並びに本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないと認めます。それではそのように取りたい。

多数意見者署名

廣瀬與兵衛

結城 安次

上原 正吉

駒井 藤平

境野 清雄

古池 信三

小野 義夫

加藤 正人

西田 隆男

○境野清雄君 動議を提出したいと思ひます。先般本委員会から大阪、神戸地区の競輪状況並びに自転車工業に関する視察をやりましたので、同時に視察をした新潟地区のものも報告になりましたので、大阪、関西地区におけるものを御報告したいと思ひますが、お諮り願ひます。

○委員長(深川榮左工門君) 只今境野君から大阪、関西方面における競輪のことについて視察されましたところの報告をいたされたと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないと認めます。

○結城安次君 それじや境野君の動議によつて競輪に関する調査報告をいたします。簡単に筋だけ申し上げたいと存じます。

今度参りましたのは、境野委員、樺委員と私、専門員として山本君が参りました。前後五日間に亘つて調査いた

しましたが、第一、調査地域は大阪と兵庫、その調査の目標は競輪法の企図するつまり健全娯楽に適當するや否や、自転車工業を育成助長してあるかどうか、又地方財政への寄與の状況如何という、この三点を主として調査いたしました。

第一の健全娯楽ということにつきましては、至る所満足な御答弁は得られませんが、中にはこれはギャンブル、スロットというふうなこともありまして、地方の思想的に何がいかに悪影響を及ぼすことは避けられないだろうという結論に達したかと思ひます。それから第二の自転車工業の育成助長に寄與してあるかどうか。これは大阪、兵庫共に寄與してある。大阪も各工場を仔細に調べ、又自転車工業会、振興会等に参りまして調査いたしました。寄與してあることは確かですが、逆に自転車工業は殆んど小さな工業でありますので、資金的に行き悩んでおる。殊に材料がこの頃は前渡金でも出さなければ買えないというふうな状況の下においては、是非自転車工業に廻つて得た利益をもつと自転車工業に廻すべく、或いは甚だしいのは全額廻すべきだというふうな議論もございまして、それから地方の財政に寄與する。これは殆んど所期の目的は完全に達したかと思ひます。学校を建てる、或いは庶民住宅を建てる等々、多量の貢献はいたしております。この点は自転車工業の目的は完全に達成されたものと存じます。併し調査中にいろいろ、即ち廃止法案も出ております。同時に又改正すべき点もあるということでありますから、それらを二つを

基準として調査いたしました。開催回数並びに開催地というふうなことについては、なお相当研究の余地があるのではないかと。大体大阪方面は開催地についてはそう非常な不都合はなかつたかのように思ふのでありますが、兵庫方面については相當に開催地の問題が出ております。尼崎を中心として芦屋、西宮あたりがいろいろこの間に面白くない事実も伏在しておるかのやうに窺われた点もありません。競輪場の設備、去年の鳴尾の事件を契機として通産省が非常に熱心に設備の改良ということを奨励いたしました。これは我々の見た限りにおいては殆んど役所の意図しておるところは完成してあるやうに見受けられました。です

から競輪の改良すべき点は十分あるの、競輪は改良しなくちゃならんが、今廃止ということもこれ又相當困難な事柄だということに見受けました。詳しいことはここに長い報告書がございまして、これを速記録に載せて貰ひますので、それを御覽願ひたいと思ふのでございます。

○委員長(深川榮左工門君) それでは只今の結城委員の報告は書類によつて後刻提出されるのでございまして、それから速記録に記載することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(深川榮左工門君) 御異議ないと認めます。

それじや本日の委員会はこれで閉会いたします。

午後四時十二分散会
出席者は左の通り。
委員長 深川榮左工門君

理事
古池 信三
廣瀬與兵衛
栗山 良夫
結城 安次

委員
上原 正吉
小野 義夫
加藤 正人
駒井 藤平
境野 清雄
西田 隆男
中村 純一

衆議院議員
國務大臣
通商産業大臣 横尾 龍
政府委員
通商産業省通
商化学局長 長村 貞一
工業技術庁長官 井上 春成
事務局側
常任委員会 山本友太郎
専門員 小田橋貞壽
專門員

【参 照】
競輪運営の事態並びに自転車工業の生産状況に関する調査報告書
視察日程は去る三月四日から八日迄の五日間で、その間、自転車競技法に関する意見聴取並びに自転車産業に関する諸問題について大阪及び甲子園で、関係者と懇談会を開催し、併せて大阪府下及び兵庫県の競輪場を視察し、又大阪府下の自転車工場を視察して、競輪場の施設に関する件、自転車産業と競輪と関連

する諸問題、競輪と地方財政に關する問題、自転車競技法に關する諸問題及び競輪場の整備状況等に大別して、以下その概要について報告する。

一、競輪場の施設に關する件
阪神地方の競輪場の数は、大阪府下に府営競輪場として大阪、豊中の二カ所、市営競輪場として大阪中央、岸和田の二カ所があり、兵庫県下には県営競輪場として明石、県が管理している甲子園(旧鳴尾競輪場)で所有日本競輪株式会社、市営競輪場として神戸及び西宮市が管理している西宮競輪場(所有京阪神急行電鉄株式会社)と四カ所の計八カ所の競輪場がある。これらの中で、今回我々が視察して来たのは大阪府下の大阪中央競輪場と兵庫県下の甲子園競輪場の二カ所に過ぎなかつたが、これらの競輪場は何れも昨年の秋の自衛中止に、通産省の「競輪場施設改善基準」に従つて、それら改修が完了し、投票券発売所、拂戻所を初め場内の主要建物はコンクリート造り或は堅牢な木造で改裝され、建物、柵、塀等には明るい色彩の塗裝が施され、又場内には適当に樹木、草花、芝生等が植えられ、大いに緑化されてお、非常に明朗な落付いた感じを與えている。親しく視察した範圍では改裝の結果、競輪場の施設に關する限り完璧であると言えると思う。ただ日程の関係上、これらの競輪場はレースを行なつていなかったため、甚だ残念ながら観客の階層及び態度等を觀察することができなかった。

二、自転車産業と競輪との關係
大阪地方は自転車工業の極めて盛んな地方であつて、メーカ数も全国の約四〇%を占め、従つて其の生産高も全国の約五〇%を占め、又輸出の面においても他の地方より優位にあり、自転車工業にとつては極めて重要な地区である、我々の視察して来た工場は、新工業株式会社、中山太陽堂及び島野工業株式会社の三カ所であつたが、そのいずれも、自転車部品の製造に主力を注いでいる工場で、各工場共に経営の合理化を図り、技術の改良に意を用い、当然のことながら品質の向上に努力を拂つてゐる様子が見受けられた。

自転車工業界の九〇%は中小企業者で占められ、最近の金融の硬直状態、或いは素材の値上り、原材料の拂底等により、経営をますます困難にしている。このまま放任されれば、他の中小企業と同様に経営が悪化の途を辿ることは必定である。従つて自転車工業界は其の救済の活路を此の競輪による国庫納付金に如何に合理的に再び自転車産業の上に還元されるかによつて見出そうとして、切実な期待を寄せてゐるが、国庫納付金を自転車産業と如何に結び付けるか、なか／＼困難な問題である。併しながら現実には、競輪による国庫納付金が予算に組まれ、自転車産業の振興のため支出された経費は、海外現地調査員派遣、海外現地情報調査及び海外宣伝英文カタログの製作等に充當され、又中小企業の自転車産業協同施設費補助或は自転車工業技術研究補助金或いは発明実施試験補助という面に支出されている。そしてこれらの項目から各

工場及び協同組合に、たとえ其の金額は少額であるにしても、それら助成金が交付され、自転車及び其の関連産業の進歩、改良に役立ちつつあり、長い目で見れば自転車競技法第一條に「自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足に寄與する」とある通り、競輪は国庫財政を通じて確かに自転車産業の振興に貢献していると言ふことが出来る。

三、競輪と地方財政との關係
自転車競技法の公布以來、阪神地方では予期以上の成果を挙げ、競輪による収益が大阪、神戸の両市を初め、岸和田、布施、堺、西宮、尼崎等の各市及びその他の指定市町村に至るまで地方自治体の窮乏している財政面に潤いを與えていることは事実であつて、地方自治体はその収益を以て、いずれも庶民住宅の建設、学校の復旧、結核療養所の新設、拡充或いは道路の復旧等々の費用に充當している。

これを総合的に判断すると競輪の収益が、地方自治体にとつて、その予算面に現れる率の如何にかかわらず極めて機動的な財源として、赤字財政の締めくくりを付けている点において、自転車競技法の所期する地方財政に寄與するという目的を達成している。

四、自転車競技法に關する諸問題について
現在競輪の廃止法案が国会に提案されているが、再開後の競輪は自衛の線に沿つて、おおむね各地とも正當の軌道に乗り、平穩裡に開催されているようであるが、現行法では運営上に種々隘路があり、これを打開

するには法律を改正することによつて法的裏付けをなすことが極めて必要である。競輪の廃止か、現行法の改正か、この二つの観点から自転車競技法をめぐつて各地で懇談会を開催して、それら關係者から意見を聴取した。關係者の意見並びに論議の中心となつた諸問題を綜合して、その主要点を左に列挙する。若し現行法を改正するとして、どの点を改正するならば、所期の目的が達成せられるかということが主な点である。

1 監督規定の明確化
現行法では監督規定が極めて不明確で、官庁、施行者、自転車振興会とおの／＼の責任の所在が不明瞭な点であるが、この点は改正によつて通産大臣が監督権、許可権を持つことが必要であらう。

2 競輪場設置の制限
当初の方針のごとく、各都道府県に一競輪場、六大都市には二乃至三カ所の競輪場であれば差したる問題はないが、現在競輪場は全国で六十余カ所設置され、濫設された感があり、確かにその数が多過ぎるために競輪場設置の制限が必要となつて来るのではない。

3 開催回数等の制限
一競輪場当りの年間及び月間開催回数、一施行者当りの年間及び月間開催回数、一回の開催日数等を如何に制限するかといふことであるが、この点は特にむづかしい問題であつて、競輪場の所有者又は管理者の開催と、非所有者である他都市に貸與することを如何に調整するかといふことが、そこに当然起つて来る問題

工場及び協同組合に、たとえ其の金額は少額であるにしても、それら助成金が交付され、自転車及び其の関連産業の進歩、改良に役立ちつつあり、長い目で見れば自転車競技法第一條に「自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足に寄與する」とある通り、競輪は国庫財政を通じて確かに自転車産業の振興に貢献していると言ふことが出来る。

自転車競技法の公布以來、阪神地方では予期以上の成果を挙げ、競輪による収益が大阪、神戸の両市を初め、岸和田、布施、堺、西宮、尼崎等の各市及びその他の指定市町村に至るまで地方自治体の窮乏している財政面に潤いを與えていることは事実であつて、地方自治体はその収益を以て、いずれも庶民住宅の建設、学校の復旧、結核療養所の新設、拡充或いは道路の復旧等々の費用に充當している。

これを総合的に判断すると競輪の収益が、地方自治体にとつて、その予算面に現れる率の如何にかかわらず極めて機動的な財源として、赤字財政の締めくくりを付けている点において、自転車競技法の所期する地方財政に寄與するという目的を達成している。

四、自転車競技法に關する諸問題について
現在競輪の廃止法案が国会に提案されているが、再開後の競輪は自衛の線に沿つて、おおむね各地とも正當の軌道に乗り、平穩裡に開催されているようであるが、現行法では運営上に種々隘路があり、これを打開

するには法律を改正することによつて法的裏付けをなすことが極めて必要である。競輪の廃止か、現行法の改正か、この二つの観点から自転車競技法をめぐつて各地で懇談会を開催して、それら關係者から意見を聴取した。關係者の意見並びに論議の中心となつた諸問題を綜合して、その主要点を左に列挙する。若し現行法を改正するとして、どの点を改正するならば、所期の目的が達成せられるかということが主な点である。

1 監督規定の明確化
現行法では監督規定が極めて不明確で、官庁、施行者、自転車振興会とおの／＼の責任の所在が不明瞭な点であるが、この点は改正によつて通産大臣が監督権、許可権を持つことが必要であらう。

2 競輪場設置の制限
当初の方針のごとく、各都道府県に一競輪場、六大都市には二乃至三カ所の競輪場であれば差したる問題はないが、現在競輪場は全国で六十余カ所設置され、濫設された感があり、確かにその数が多過ぎるために競輪場設置の制限が必要となつて来るのではない。

3 開催回数等の制限
一競輪場当りの年間及び月間開催回数、一施行者当りの年間及び月間開催回数、一回の開催日数等を如何に制限するかといふことであるが、この点は特にむづかしい問題であつて、競輪場の所有者又は管理者の開催と、非所有者である他都市に貸與することを如何に調整するかといふことが、そこに当然起つて来る問題

である。特に阪神地方のごとく他府県に比較して、その衛星都市の数が非常に多く、各都市とも競輪の開催を希望する場合に、その調整を如何に図るかは現地関係者の最も苦慮するところである。現に今回の視察中にも芦屋市及び伊丹市から西宮競輪場を使用して更に一回競輪を開催したい旨の陳情がなされたような次第で、この調整の問題は現地においては大変の関心の的となつてゐる。しかしこれに関連し、大阪府においては、府として府下の四競輪場は所有者、管理者以外の周辺の衛星都市に貸與してゐるが、貸與回数、日取の調整が極めて重要であるので、衛星都市はプール制で行う方法を研究中である。この方法は競輪場所有者である大阪府、大阪市及び岸和田市を除く各競輪場の売上げによる総利益は全部其の衛星都市の人口数、平衡交付金又は過去の年間開催回数等を勘案して配分率を定め、プールとする案で、この場合、競輪の実施には当該競輪場所有者が代行して運営に当るといふのであつて、これによつて合理的に経費の節減を図り得るといふのである。このプール制の案は理想的であるかも知れないが、なかなか実行は困難と思われるが一つの興味ある考案としてここに記して置く次第である。いずれにしても此の競輪開催回数等の制限及び競輪場所所有者（又は管理者）と非所有者との間を如何に調整するかは極めて困難なことであるが、当事者間にとつては真剣な問題であり、又面白からぬ空気を醸成する虞れも多分にあるため今後なお研究の余地があると思ふ。

若し法律を改正する場合には、この点を法文上に明記するか或いは省令に委ねるかは今後に残された問題としても、府、県、市を単位として地方的に自主的に調整解決を図ることは極めて困難であらう。

五、競輪場の警備状況

今回の視察は競輪の持つ社会風教的な面は警備の面を通じて警察関係者の意見を徴したに過ぎなかつたが、大阪府、兵庫県共に競輪場の警備には自信を以て當つてゐるのとことであつた。其の警備状況については、昨年の騒擾事件を惹起した当時の鳴尾（現在の甲子園）競輪場においても、昨年の騒擾発生当時は主に主催者側（県主催の場合は国家警察、市其の他主催の場合は自治体警察）の警察官が数十名で競輪場の警備に當つてゐたに過ぎなかつたが、再開後は自治体警察と国家警察と緊密な連絡をとり非常時態勢を整備しており、一応常時自治体警察より二十五名、国家警察より八十四名を配置し、警備に万遺憾なきを期してゐる。又大阪市においても、所轄の大阪府警視庁が中心となり、常時百名内外の人員を以て各競輪場の警備に當つて有事の場合には他の応援を得られる態勢が講ぜられてゐる。再開後の競輪はかくのごとき警備態勢をとつてゐるので、現状においてはよほどの予測されない事態が発生しない限りにおいて万全の措置が講ぜられており、警備の面は確立されたと言ふことができる。

再開後の競輪は、各施行者も、自転車振興会も共に、自己反省をすると共に相協力して、競輪に伴いがちな弊害の防止に努め、不祥事の絶無を期して最善の努力と工夫を傾けて運営に當つており、自衛の狙いはおおむねその趣旨が達成されてゐるものと認める。

以上が視察に際しての概要の報告であるが、競輪に関する諸問題はすべて解決されたわけではなく、今回の調査で残された社会風教上の問題も含めて自転車競技法をめぐつてあらゆる角度から再び総合的に検討する機会を持たねばならぬと思ふ。併し今回の調査について結論的に言ふならば、自転車競技法は不備な点が多あり、なお改正すべき点も十分あるが、今日までのところ自転車産業の振興に貢献し、又地方財政に寄與してゐる状況に鑑み、今直ちに競輪を廃止することは困難であると思ふ。そして、今回各地を通じて問題となつた諸点は今後も国会で取上げて十分論議すべきものと思ふ。

な弊害の防止に努め、不祥事の絶無を期して最善の努力と工夫を傾けて運営に當つており、自衛の狙いはおおむねその趣旨が達成されてゐるものと認める。

以上が視察に際しての概要の報告であるが、競輪に関する諸問題はすべて解決されたわけではなく、今回の調査で残された社会風教上の問題も含めて自転車競技法をめぐつてあらゆる角度から再び総合的に検討する機会を持たねばならぬと思ふ。併し今回の調査について結論的に言ふならば、自転車競技法は不備な点が多あり、なお改正すべき点も十分あるが、今日までのところ自転車産業の振興に貢献し、又地方財政に寄與してゐる状況に鑑み、今直ちに競輪を廃止することは困難であると思ふ。そして、今回各地を通じて問題となつた諸点は今後も国会で取上げて十分論議すべきものと思ふ。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、計量法案

計量法案

目次

- 第一章 総則（第一條—第十二條）
- 第二章 計量器に関する事業
- 第一節 製造（第十三條—第三十四條）
- 第二節 修理（第三十五條—第四十六條）
- 第三節 販売及び販売の仲立（第四十七條—第六十二條）

第三章 計量の安全の確保（第六十三條—第八十五條）

第四章 検定、比較検査、基準器検査及び容量検査

第一節 検定（第八十六條—第九十六條）

第二節 比較検査（第九十七條—第一百五條）

第三節 基準器検査（第一百六條—第一百十四條）

第四節 容量検査（第一百五條—第一百二十二條）

第五章 計量証明の事業（第一百二十三條—第一百三十八條）

第六章 取締（第一百三十九條—第一百五十八條）

第七章 計量士（第一百五十九條—第一百七十二條）

第八章 事業場の指定（第一百七十三條—第一百八十一條）

第九章 再検査及び異議の申立

第一節 再検査（第一百八十二條—第一百九十六條）

第二節 異議の申立（第一百九十七條—第二百七條）

第十章 計量行政審議会（第二百八條—第二百五十五條）

第十一章 雑則（第二百五十六條—第二百三十三條）

第十二章 罰則（第二百三十一條—第二百三十九條）

附則

第一章 総則

第一條 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄與することを目的とする。

（計量及び計量單位の定義）

第二條 この法律において、「計量」とは、長さ、質量、時間、温度、面積、体積、速さ、加速度の大きさ、力の大きさ、圧力、仕事、工率、熱量、角度、流量、粘度、密度、濃度、光度、光束、照度、周波数、騒音の大きさ、濃度、かさ、衝撃値、引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、湿度、比重及び耐火度（以下「物象の状態の量」という。）を計することをいい、「計量單位」とは、計量の基準となるものをいう。

（基本單位及び現示）

第三條 長さ、質量、時間及び温度の計量單位は、左の通りとする。

一 長さの計量單位は、メートルとする。

メートルは、温度〇度における国際メートル原器でメートルとして示される長さとし、メートル條約によつて日本国に交付されたメートル原器で現示する。

二 質量の計量單位は、キログラムとする。

キログラムは、国際キログラム原器の質量とし、メートル條約によつて日本国に交付されたキログラム原器で現示する。

三 時間の計量單位は、秒とする。

秒は、平均太陽日の八六、四〇〇分の一とし、東京天文台が秒として決定する時間で現示する。

四 温度の計量單位は、度とする。

度は、熱力学的温度目盛(空
気で飽和している水と氷との
圧力一・〇一三二五〇バールの
下における平衡温度を〇度とし、
水と水蒸気との、圧力一・〇一
三二五〇バールの下における平
衡温度を一〇〇度とする目盛を
いう。)によるものとし、国際度
量衡総会の採決に従い政令で定
める温度目盛で現示する。

(原器及び副原器の保管)

第四條 前條第一号のメートル原器
及びそれにより製造したメートル
副原器は、通商産業大臣が保管す
る。

2 前條第二号のキログラム原器及
びそれにより製造したキログラム
副原器は、通商産業大臣が保管す
る。

(誘導単位及び現示)

第五條 面積、体積、速さ、加速度
の大きさ、力の大きさ、圧力、仕
事、工率、熱量、角度、流量、粘
度、密度、濃度、光度、光束、照
度、周波数及び騒音の大きさの計
量単位は、左の通りとする。

一 面積の計量単位は、平方メー
トルとする。

二 体積の計量単位は、立方メー
トルとする。

三 速さの計量単位は、メートル
毎秒とする。

メートル毎秒は、一秒につき

一メートルの速さをいう。

四 加速度の大きさの計量単位
は、メートル毎秒毎秒とする。

メートル毎秒毎秒は、一秒に
つき一メートル毎秒の加速度の
大きさをいう。

五 力の大きさの計量単位は、ニ
ュートン及び重量キログラムと
する。

ニュートンは、一キログラム
の質量の物体に働くとき加速度
の大きさが一メートル毎秒毎秒
の加速度を與える力の大きさを
いう。

重量キログラムは、一キログ
ラムの質量の物体に働くとき加
速度の大きさが九・八〇六六五
メートル毎秒毎秒の加速度を與
える力の大きさをいう。

六 圧力の計量単位は、バール、重
量キログラム毎平方センチメー
トル、水銀柱メートル、水柱
メートル及び気圧とする。

バールは、一平方メートルに
つき一〇〇、〇〇〇ニュートン
の圧力をいう。

重量キログラム毎平方センチ
メートルは、一平方メートルに
つき一〇、〇〇〇重量キログラ
ムの圧力をいう。

水銀柱メートルは、一三、五
九五・一〇キログラム毎立方
メートルの密度を有する一メー
トルの高さの液柱が、加速度の
大きさが九・八〇六六五メー
トル毎秒毎秒の重力の下において
その液柱の底面に及ぼす圧力を
いう。但し、気象に關しては、
国際気象機関で採決されたもの

によることができる。

水柱メートルは、九九九・九
七二キログラム毎立方メートル
の密度を有する一メートルの高
さの液柱が、加速度の大きさが
九・八〇六六五メートル毎秒毎
秒の重力の下においてその液柱
の底面に及ぼす圧力をいう。

気圧は、一三、五九五・一〇
キログラム毎立方メートルの密
度を有する〇・七六メートルの
高さの液柱が、加速度の大きさが
九・八〇六六五メートル毎秒
毎秒の重力の下においてその液
柱の底面に及ぼす圧力をいう。

七 仕事の計量単位は、ジュー
ル、キロワット時及びキログラ
ムメートルとする。

ジュールは、力の大きさが一
ニュートンの力がその力の方向
に物体を一メートル動かすとき
にする仕事をいう。

キロワット時は、一、〇〇〇
ワットの工率で三、六〇〇秒の
時間にされる仕事をいう。

キログラムメートルは、力の
大きさが一重量キログラムの力
がその力の方向に物体を一メー
トル動かすときにする仕事をい
う。

八 工率の計量単位は、ワットと
する。

ワットは、一秒につき一ジ
ュールの工率をいう。

九 熱量の計量単位は、ジュ
ール、キロワット時、キログラム
メートル及びキロカロリーとす
る。

ジュールは、一ジュールの仕

事に相当する熱量をいう。

キロワット時は、一キロワッ
ト時の仕事に相当する熱量をい
う。

キログラムメートルは、一キ
ログラムメートルの仕事に相当
する熱量をいう。

キロカロリーは、温度を指定
したときは、圧力一・〇一三二
五〇バールの下において一キロ
ラムの質量の水の温度を、そ
の指定の温度より〇・五度低い
温度からその指定の温度より
〇・五度高い温度まで上げる熱
量をいい、温度を指定しないと
きは、四、一八六・〇五ジュ
ールとする。

十 角度の計量単位は、度及びラ
ジアンとする。

度は、円周を三六〇等分した
弧に対する中心角の角度をい
う。

ラジアンは、円の半径に等し
い長さの弧に対する中心角の角
度をいう。

十一 流量の計量単位は、立方
メートル毎秒及びキログラム毎
秒とする。

立方メートル毎秒は、一秒に
つき一立方メートルの流量をい
う。

キログラム毎秒は、一秒につ
き一キログラムの流量をいう。

十二 粘度の計量単位は、ポア
ズとする。

速度の方向に一平方メートルに
つき一・二ニュートンの力の大
きさの応力が生ずる粘度をい
う。

十三 密度の計量単位は、キログ
ラム毎立方メートルとする。

キログラム毎立方メートル
は、一立方メートルにつき一キ
ログラムの密度をいう。

十四 濃度の計量単位は、質量百
分率、体積百分率、モル濃度及
び規定とする。

質量百分率は、物質の含有成
分の質量とその物質の質量との
比の一〇〇倍をいう。

体積百分率は、同じ圧力の下
における物質の含有成分の体積
とその物質の体積との比の一〇
〇倍をいう。

モル濃度は、溶液一立方メー
トル中に溶質一、〇〇〇グラム
分子を含有する溶液の濃度をい
う。

規定は、溶液一立方メートル
中に溶質一、〇〇〇グラム当量
を含有する溶液の濃度をいう。

十五 光度の計量単位は、カンデ
ラとする。

カンデラは、白金の凝固点に
ある黒体の一平方メートルの
平らな表面の垂直方向の光度の
六〇〇、〇〇〇分の一の光度を
いう。

前項に規定する白金の凝固点
にある黒体と色の異なる光源の
光度は、国際度量衡総会の採決
に従い政令で定める。

カンデラは、通商産業大臣が
保管する標準器で現示する。

十六 光束の計量単位は、ルーメンとする。

ルーメンは、すべての方向に放射される光の光度が一樣に一定である点光源から単位立体角（一メートルの半径を有する球の球面上の二平方メートルの部分に対する中心立体角をいう。）内に放射される光束をいう。

十七 照度の計量単位は、ルクスとする。

ルクスは、一ルーメンの光束をもつて一平方メートルの面を一樣に照らす場合の照度をいう。

十八 周波数の計量単位は、サイクル毎秒又はサイクルとする。

サイクル毎秒又はサイクルは、周期的現象が一秒間に一回繰り返される周波数をいう。

十九 騒音の大ききの計量単位は、ホンとする。

ホンは、その騒音と大ききの等しい標準音波（一、〇〇〇サイクル毎秒の正弦平面進行音波をいう。）の工率密度レベルによるものとし、標準音波の工率密度レベルは、その工率密度（一平方メートル当りの工率）と圧力（一・〇一三二五〇バール及び温度〇度において一平方メートルにつき一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一ワットの工率密度との比が一である場合を〇ホンとし、一〇である場合を一〇ホンとする常用対数尺度で表わす。

ホンは、電気通信大臣が保管

する標準器で現示する。

（補助計量単位）

第六條 第三條及び前條の計量単位の補助計量単位は、左の通りとする。

一 第三條第一号のメートルの補助計量単位は、ミリメートル、センチメートル、デシメートル及びキロメートルとする。

ミリメートルは、メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

センチメートルは、メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

デシメートルは、メートルの一〇分の一をいう。

キロメートルは、一、〇〇〇メートルをいう。

二 第三條第二号のキログラムの補助計量単位は、ミリグラム、グラム及びトンとする。

ミリグラムは、キログラムの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

グラムは、キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

トンは一、〇〇〇キログラムをいう。

三 第三條第三号の秒の補助計量単位は、分及び時とする。

分は、六〇秒をいう。

時は、三、六〇〇秒をいう。

四 第三條第四号の度の補助計量単位は、絶対温度とする。

絶対温度は、度を表わす数値

に政令で定める数値を加えた数値で表わされる目盛をいう。

五 第五條第一号の平方メートルの補助計量単位は、平方ミリメートル、平方センチメートル、平方デシメートル、平方キロメートル、アール及びヘクタールとする。

平方ミリメートルは、平方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

平方センチメートルは、平方メートルの一〇、〇〇〇分の一をいう。

平方デシメートルは、平方メートルの一〇〇分の一をいう。

平方キロメートルは、一、〇〇〇平方メートルをいう。

アールは、一〇〇平方メートルをいう。

ヘクタールは、一〇、〇〇〇平方メートルをいう。

六 第五條第二号の立方メートルの補助計量単位は、立方ミリメートル、立方センチメートル及び立方デシメートルとする。

立方ミリメートルは、立方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

立方センチメートルは、立方メートルの一、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

立方デシメートルは、立方メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

七 第五條第三号のメートル毎秒の補助計量単位は、キロメートル毎時とする。

キロメートル毎時は、一時間につき一キロメートルの速さをいう。

八 第五條第四号のメートル毎秒毎秒の補助計量単位は、ミリガル及びガルとする。

ミリガルは、メートル毎秒毎秒の一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ガルは、メートル毎秒毎秒の一〇〇分の一をいう。

九 第五條第五号のニュートンの補助計量単位は、ダイン及びメガダインとする。

ダインは、ニュートンの一〇〇、〇〇〇分の一をいう。

メガダインは、一〇ニュートンをいう。

十 第五條第五号の重量キログラムの補助計量単位は、重量ミリグラム、重量グラム及び重量トンとする。

重量ミリグラムは、重量キログラムの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

重量グラムは、重量キログラムの一、〇〇〇分の一をいう。

重量トンは、一、〇〇〇重量キログラムをいう。

十一 第五條第六号のバールの補助計量単位は、ミクロバール及びミリバールとする。

ミクロバールは、バールの一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

ミリバールは、バールの一、〇〇〇分の一をいう。

十二 第五條第六号の重量キログラム毎平方センチメートルの補助計量単位は、重量グラム毎平方センチメートルとする。

重量グラム毎平方センチメートルは、重量キログラム毎平方センチメートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十三 第五條第六号の水銀柱メートルの補助計量単位は、水銀柱ミリメートル及び水銀柱センチメートルとする。

水銀柱ミリメートルは、水銀柱メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

水銀柱センチメートルは、水銀柱メートルの一〇〇分の一をいう。

助計量単位は、重量グラム毎平方センチメートルとする。

重量グラム毎平方センチメートルは、重量キログラム毎平方センチメートルの一、〇〇〇分の一をいう。

十四 第五條第六号の水柱メートルの補助計量単位は、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルとする。

水柱ミリメートルは、水柱メートルの一、〇〇〇分の一をいう。

水柱センチメートルは、水柱メートルの一〇〇分の一をいう。

十五 第五條第七号のジュールの補助計量単位は、エルグ及びキロジュールとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

キロジュールは、一、〇〇〇ジュールをいう。

十六 第五條第七号のキロワット時の補助計量単位は、ワット時とする。

ワット時は、キロワット時の一、〇〇〇分の一をいう。

十七 第五條第八号のワットの補

助計量單位は、キロワットとする。

キロワットは、一、〇〇〇ワットをいう。

十八 第五條第九号のジュールの補助計量單位は、エルグ及びキロジュールとする。

エルグは、ジュールの一〇、〇〇〇、〇〇〇分の一をいう。

キロジュールは、一、〇〇〇ジュールをいう。

十九 第五條第九号のキロワット時の補助計量單位は、ワット時とする。

ワット時は、キロワット時の一、〇〇〇分の一をいう。

二十 第五條第九号のキロカロリーの補助計量單位は、カロリーとする。

カロリーは、キロカロリーの一、〇〇〇分の一をいう。

二十一 第五條第十号の度の補助計量單位は、秒及び分とする。

秒は、度の三、六〇〇分の一をいう。

分は、度の六〇分の一をいう。

二十二 第五條第十一号の立方メートル毎秒の補助計量單位は、立方メートル毎分とする。

立方メートル毎分は、一分につき一立方メートルの流量をいう。

の補助計量單位は、ミリボアズ及びセンチボアズとする。

ミリボアズは、ボアズの一、〇〇〇分の一をいう。

センチボアズは、ボアズの一〇〇分の一をいう。

二十五 第五條第十三号のキログラム毎立方メートルの補助計量單位は、グラム毎立方センチメートルとする。

グラム毎立方センチメートルは、一立方センチメートルにつき一グラムの密度をいう。

二十六 第五條第十八号のサイクル毎秒又はサイクルの補助計量單位は、キロサイクル毎秒又はキロサイクルをいう。

キロサイクル毎秒又はキロサイクルは、一、〇〇〇サイクル毎秒又は一、〇〇〇サイクルをいう。

メガサイクル毎秒又はメガサイクルは、一、〇〇〇、〇〇〇サイクル毎秒又は一、〇〇〇、〇〇〇サイクルをいう。

回毎分は、周期的現象が一分間に一回繰り返される周波数をいう。

回毎時は、周期的現象が一時間に一回繰り返される周波数をいう。

第七條 前條に規定するものの外、海面における長さの計量、液体又は粒状物の体積の計量その他政令で定める特殊の計量の用途に用いる長さ、体積、質量、速さ、角度、密度又は濃度の計量單位の補助計量單位は、政令で定める。

第八條 第三條及び第五條の計量單位並びに第六條及び前條の補助計量單位（以下「法定計量單位」という。）の略字は、通商産業省令で定める。

（織度等の計量單位）

第九條 織度、かたさ、衝撃値、引張強さ、圧縮強さ、粒度、屈折度、濃度、比重及び耐火度の計量單位及び補助計量單位並びにこれらの略字は、通商産業省令で定める。

（非法定計量單位の使用禁止）

第十條 第三條及び第五條に規定する物象の状態の量については、法定計量單位以外の計量單位は、取引上又は証明上の計量（物象の状態の量の表示を含む。以下この條中同じ。）に用いてはならない。但し、輸出する貨物の計量、貨物の輸入についての計量その他政令で定める計量については、この限りでない。

2 第七條の政令で定める補助計量單位は、各補助計量單位について同條の政令で定める特殊の計量の用途に用いる場合でなければ、取引上又は証明上の計量に用いてはならない。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

（取引及び証明の定義）

第十一條 この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいう。

2 この法律において「証明」とは、

公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

3 車輛若しくは船舶の運行又は火災、ガスその他の危険物の取扱に關して人命又は財産に対する危険を防止するために用いる計量器であつて、政令で定めるものを用いて行う計量は、この法律の適用に關しては、証明とみなす。

（計量器の定義）

第十二條 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置であつて、左に掲げるもの（メートル原器、キログラム原器、メートル副原器及びキログラム副原器、第五條第十五号及び第十九号の標準器並びに基準器を除く。）をいう。

一 左に掲げる長さ計

イ 実目盛付直尺

ロ 伸縮目盛付直尺

ハ 実目盛付曲尺

ニ 伸縮目盛付曲尺

ホ 巻尺

ヘ 疊尺

ト れん尺

チ はさみ尺

リ 回転尺

六 左に掲げる体積計

イ ます

ロ 化学用体積計（メスフラスコ、ビベット、ビュレット、メスシリンダー及び血沈計に限る。）

ハ 積算体積計

ニ 定体積計達機

ホ 目盛付タンク、目盛付タンカー及び目盛付タンクローリー

ヘ ガスビュレット

ト 肺活量計

七 左に掲げる速さ計

イ ビット管式速さ計

ロ 機械的遠心式回転型速さ計

ハ 電流式回転型速さ計

ニ 粘性式回転型速さ計

ホ 電気式回転型速さ計

八 力計

九 左に掲げる圧力計

イ 指示圧力計

ロ 自記圧力計

ハ 分銅式標準圧力計

ニ 血圧計

十 仕事計（積算電力計を除く。）

十一 左に掲げる工率計

イ 制動工率計

ロ 反動工率計

ハ 伝達工率計

十二 熱量計

十三 左に掲げる角度計

イ 機械的分度器

ロ 角度定規

ハ 経緯儀

ニ 分度付水準儀

ホ 六分儀及び八分儀

- 一 測斜儀
- ト 垂直計
- 十四 左に掲げる流量計
- イ 差圧流量計
- ロ 面積式流量計
- 十五 粘度計（細管式粘度計に限る。）
- 十六 密度計
- 十七 濃度計（浮ひよう型液体濃度計に限る。）
- 十八 光度計
- 十九 光束計
- 二十 照度計
- 二十一 周波数計
- 二十二 騒音計
- 二十三 織度計
- 二十四 左に掲げるかたさ試験機
- イ 金属材料用ブリネルかたさ試験機
- ロ 金属材料用ロックウェルBかたさ試験機
- ハ 金属材料用ロックウェルCかたさ試験機
- ニ 金属材料用ビツカースかたさ試験機
- ホ 金属材料用ショアかたさ試験機
- 二十五 左に掲げる衝撃値試験機
- イ 金属材料用シャルピー衝撃値試験機
- ロ 金属材料用アイゾット衝撃値試験機
- 二十六 左に掲げる引張強さ試験機
- イ 金属材料用引張強さ試験機
- ロ 纖維用引張強さ試験機
- 二十七 圧縮強さ試験機（金属材料用圧縮強さ試験機に限る。）

- 二十八 粒度計（標準ふるいに限る。）
 - 二十九 屈折度計（デリオプトリー計に限る。）
 - 三十 左に掲げる湿度計
 - イ 乾濕球湿度計
 - ロ 電気式湿度計
 - ハ 物体の変形による湿度計
 - 三十一 比重計
 - 三十二 耐火度計
- 第二章 計量器に関する事業
- 第一節 製造
- （製造の事業の許可）
- 第十三條 計量器の製造（修理その他通商産業省令で定める工作（以下「修理」と総称する。）以外の改造を含む。）の事業を行うとする者は、次條の区分に従い、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。但し、自己の使用にのみ供する計量器の製造の事業を行うとする者については、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する者は、製造の事業を行うとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。
- （許可の区分）
- 第十四條 製造の事業の許可の区分は、左の通りとする。
- 一 金属製長さ計
 - 二 木製長さ計
 - 三 竹製長さ計
 - 四 纖維製長さ計
 - 五 端度器
 - 六 回転式長さ計
 - 七 長さ計（前六号に掲げるものを除く。）
 - 八 天びん

- 九 ばね式はかり
- 九 懸垂はかり、皿はかり及び台はかり
- 十一 棒はかり
- 十二 自動はかり
- 十三 分銅及びおもり
- 十四 はかり（前六号に掲げるものを除く。）
- 十五 時間計
- 十六 体温計
- 十七 ガラス製温度計（体温計を除く。）
- 十八 金属製温度計
- 十九 温度計（前三号に掲げるものを除く。）
- 二十 面積計
- 二十一 ガスメーター
- 二十二 水量メーター
- 二十三 ガソリン量器
- 二十四 オイルメーター
- 二十五 木製ます及び斗概
- 二十六 金属製ます
- 二十七 化学用体積計及びガラス製ます
- 二十八 体積計（前七号に掲げるものを除く。）
- 二十九 速さ計
- 三十 力計
- 三十一 圧力計
- 三十二 仕事計
- 三十三 工率計
- 三十四 熱量計
- 三十五 角度計
- 三十六 流量計
- 三十七 粘度計
- 三十八 密度計、濃度計及び比重計
- 三十九 光度計、光束計及び照度計

- 四十 回転計
 - 四十一 音高計
 - 四十二 周波数計（回転計及び音高計を除く。）
 - 四十三 騒音計
 - 四十四 織度計
 - 四十五 かたさ試験機
 - 四十六 衝撃値試験機、引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機
 - 四十七 粒度計
 - 四十八 屈折度計
 - 四十九 湿度計
 - 五十 耐火度計
- （許可の欠格事由）
- 第十五條 左の各号の一に該当する者は、製造の事業の許可を受けることができない。
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 この法律の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販売若しくは販売の仲立の事業の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
 - 三 この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
 - 四 前三号に掲げる者が役員となつてゐる法人
- （許可の申請書）
- 第十六條 製造の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、工場又は事業場の図面及び法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その工場又は

- 事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
 - 二 工場又は事業場の所在地
 - 三 製造をしようとする計量器の種類
 - 四 製造のための主要な設備の名称及び数
 - 五 主任の技術者の氏名及び経歴
 - 六 事業計画及び事業収支見積
 - 七 製造のための設備の完成期日
 - 八 事業開始の予定時期
- （申請書の送付）
- 第十七條 都道府県知事は、前條の製造の事業の許可の申請書を受理したときは、申請書の記載事項について調査し、一箇月以内に、その申請書を通商産業大臣に送付しなければならない。
- （試作命令）
- 第十八條 通商産業大臣は、申請書の送付を受けた日から一箇月以内に、五〇箇以内の数量を指定し、当該申請に係る区分に属する計量器のうち申請者の選定するものを試作して六箇月以内に提出すべきことを命じなければならない。但し、その申請をした者が第十五條各号の一に該当するとき、又はその申請が次條第一号から第三号までに該当しないときは、この限りでない。
- （許可の基準）
- 第十九條 通商産業大臣は、製造の事業の許可の申請が左の各号に適合すると認めるときは、許可をし

なければならぬ。

一 当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備へること。

二 前号に定めるものの外、当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備へること。

三 当該計量器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 前條の規定による命令に従い提出された計量器が第八十九條第一項各号の規定に適合し、且つ、通商産業省令で定める耐久度試験に合格すること。

2 通商産業大臣は、製造の事業の許可の申請が前項各号に適合しないとき、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の有効期間)
第二十條 製造の事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して一〇年とする。但し、再許可を妨げない。

(許可証の交付)
第二十一條 通商産業大臣は、製造の事業の許可をしたときは、申請者に許可証を交付する。

2 許可証には、左の事項を記載しなければならない。

一 許可の年月日及び許可番号
二 氏名又は名称及び住所
三 工場又は事業場の所在地
四 許可の区分
(附帯事業)

第二十二條 製造の事業の許可を受

けた者(以下「製造事業者」といふ)は、第三十五條第一項の規定にかかわらず、その許可を受けた工場若しくは事業場において、許可の区分に従ひ計量器の修理の事業を行い、又は第四十七條第一項の規定にかかわらず、製造若しくは修理をした計量器の販売の事業を行うことを妨げない。

2 製造事業者は、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、その者が製造又は修理をした計量器の販売の事業を行うとき、第四十七條第一項の登録を受けた場合を除き、その旨を事業を行うとする場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(工場、事業場外の製造)
第二十三條 製造事業者は、第十三條第一項又は第三十五條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事に届け出たときは、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、計量器の製造又は修理を行うことを妨げない。

(記号の届出)
第二十四條 製造事業者は、その者が製造をした計量器であることを表示するための記号を定めて、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。

2 前項の記号は、二以上の区分又は工場若しくは事業場について許可を受けた製造事業者にあつては、すべての区分又は工場若しくは事業場を通じて同一のものでなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定により届出のあつた記号がその届出前に他の者が届けた記号と同一又は類似であると認めるときは、その變更を命ずることができ

(記号の表記)
第二十五條 製造事業者は、計量器の製造又は修理をしたときは、遅滞なく、その計量器に、前條第一項の規定により届けた記号及び工場又は事業場の所在地の都道府県名を表記しなければならない。但し、その構造上表記することが困難な計量器その他の計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(設備の變更等)
第二十六條 製造事業者は、製造のための設備を變更し、又は工場若しくは事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第十九條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(承継)
第二十七條 製造事業者について、相親又は合併があつたときは、相親人(相親人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相親人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、製造事業者の地位を承継する。

2 製造の事業の全部の譲渡があつたときは、譲受人は、製造事業者

の地位を承継する。

(許可証の訂正)
第二十八條 製造事業者は、第二十一條第二項第二号又は第三号に規定する事項に變更があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその許可証を提出し、訂正を受けなければならない。

2 前項の場合において、前條の規定により製造事業者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を提出しなければならない。

(届出)
第二十九條 製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。その事業を一箇月以上休止するときは、同様とする。

2 製造事業者たる法人は、その代表者を変更したとき、又は代表者の氏名が変更したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可証の再交付)
第三十條 製造事業者は、許可証をよこし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(許可の失効)
第三十一條 製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消又は事業の停止)
第三十二條 通商産業大臣は、製造事業者が左の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 第十五條各号の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により製造の事業の許可を受けたとき。

四 第十九條第一項第一号の通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したもの又は同項第二号の通商産業省令で定める設備を欠くに至つたとき。

(許可証の返納)
第三十三條 製造事業者は、その許可が効力を失つたときは、一箇月以内に、通商産業大臣に許可証を返納しなければならない。

(再許可の手続)
第三十四條 第二十条但書の再許可については、第十六條から第十八條まで及び第十九條第一項第四号の規定にかかわらず、通商産業省令で定める簡易な手続によることができる。

第二節 修理
(修理の事業の許可)
第三十五條 計量器の修理の事業を行うとする者は、次條の区分に従ひ、その工場又は事業場ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、自己の使用にのみ供する計量器の修理の事業を行うとする者については、この限りでない。

2 前項但書に規定する者は、修理の事業を行うとするときは、その旨をその工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に届け

出なければならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 第十五條各号の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により製造の事業の許可を受けたとき。

四 第十九條第一項第一号の通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したもの又は同項第二号の通商産業省令で定める設備を欠くに至つたとき。

(許可証の返納)
第三十三條 製造事業者は、その許可が効力を失つたときは、一箇月以内に、通商産業大臣に許可証を返納しなければならない。

出なければならぬ。

(許可の区分)

第三十六條 修理の事業の許可の区分は、左の通りとする。

一 長さ計(回転尺を除く。)及び面積計

二 はかり及び力計

三 時間計

四 電気式温度計

五 ガスメーター

六 水量メーター

七 ガソリン量器

八 体積計(ガスメーター及び水量メーター及びガソリン量器を除く。)

九 速さ計、回転尺及び回転計

十 圧力計及び温度計(電気式温度計を除く。)

十一 仕事計及び工率計

十二 熱量計

十三 角度計

十四 流量計

十五 粘度計

十六 密度計、濃度計、湿度計及び比重計

十七 光度計、光束計及び照度計

十八 騒音計及び音高計

十九 周波数計(回転計及び音高計を除く。)

二十 かたさ試験機、衝撃値試験機、引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機

二十一 織度計

二十二 粒度計

二十三 屈折度計

二十四 耐火度計

(許可の申請書)

第三十七條 修理の事業の許可を受けようとする者は、左の事項を記

載した申請書に、工場又は事業場の図面及び法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 工場又は事業場の所在地

三 修理をしようとする計量器の種類

四 修理のための主要な設備の名称及び数

五 主任の技術者の氏名及び経歴

六 事業計画及び事業収支見積

七 修理のための設備の完成期日

八 事業開始の予定時期

(許可の基準)

第三十八條 都道府県知事は、修理の事業の許可の申請が左の各号に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。

一 当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備へること。

二 前号に定めるものの外、当該計量器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備へること。

三 当該計量器の修理のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 都道府県知事は、修理の事業の許可の申請が前項各号に適合しないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(附帯事業)

第三十九條 修理の事業の許可を受けた者(以下「修理事業者」という。)は、第四十七條第一項の規定にかかわらず、その許可を受けた工場又は事業場において、その者が修理をした計量器の販売の事業を行うことを妨げない。

(工場、事業場外の修理)

第四十條 修理事業者は、第三十五條第一項の規定にかかわらず、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けたとき

(その場所が修理の事業の許可を受けた都道府県知事の管轄区域内である場合は、当該都道府県知事に届け出たとき)は、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、計量器の修理を行うことを妨げない。

(記号の届出)

第四十一條 修理事業者は、その者が修理をした計量器であることを表示するための記号を定めて、通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更したときも、同様とする。

2 第二十四條第二項及び第三項の規定は、前項の記号に準用する。

3 第一項の記号は、製造事業者たる修理事業者にあつては、各事業を通じて同一のものでなければならぬ。

(設備の変更等)

第四十二條 修理事業者は、修理のための設備を変更し、又はその許可を受けた都道府県知事の管轄区域内において工場若しくは事業場を移転しようとするときは、当該

都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第三十八條第一項第三号及び第二項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の失効)

第四十三條 修理事業者がその事業を廃止したとき、又はその許可を受けた都道府県知事の管轄区域外に工場若しくは事業場を移転したときは、許可は、その効力を失ふ。

(許可の取消又は事業の停止)

第四十四條 都道府県知事は、修理事業者が左の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 第四十六條において準用する第十五條各号の一に該当するに至つたとき。

三 不正な手段により修理の事業の許可を受けたとき。

四 第三十八條第一項第一号の通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものの又は同項第二号の通商産業省令で定める設備を欠くに至つたとき。

(再許可の手続)

第四十五條 次條において準用する第二十四條但書の再許可については、第三十七條の規定にかかわらず、通商産業省令で定める簡易な手続によることができる。

(準用規定)

第二十一條、第二十五條、第二十七條から第三十條まで及び第三十三條の規定は、修理の事業に準用する。この場合において、第二十一條第一項、第二十八條から第三十條まで及び第三十三條中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三節 販売及び販売の仲立

(販売等の事業の登録)

第四十七條 計量器の販売又は販売の仲立(以下「販売等」という。)の事業を行う者(以下「販売者」という。)は、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、計量器の製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の事業の登録が効力を失つた場合において、その許可又は登録を受けていた者がその事業上所有していた計量器を処分するため販売の事業を行おうとするとき、その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項但書の場合においては、販売等の事業を行おうとする者は、あらかじめ、販売等の方法及び期間を定めて、その店舗(店舗のない者にあつては、住所)の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。販売等の方法及び期間を変更しようとするときも、同様とする。

(登録の区分)

第四十八條 販売等の事業の登録の区分は、左の通りとする。

一 長さ計(ノギス、ノギス以外

の計量器を除く。)

の副尺付はさみ尺、プロック
ゲージ及び回転尺を除く。）
二 ます（計量筒式ガソリン量器
を除く）、斗桶及び化学用体積
計
三 体積計（前号に掲げるものを
除く。）
四 はかり、分銅、おもり、力計
及び繰度計
五 時間計
六 温度計、仕事計、工率計、熱
量計、流量計、粘度計、密度計、
濃度計、周波数計（回転計を除
く）、光度計、光束計、照度計、
騒音計、屈折度計、湿度計、比
重計及び耐火度計
七 面積計、角度計、速さ計、圧
力計、回転計、粒度計、ノギス、
ノギス以外の副尺付はさみ尺、
プロックゲージ、回転尺、かた
さ試験機、衝撃値試験機、引張
強さ試験機及び圧縮強さ試験機
（登録の欠格事由）

第四十九條

左の各号の一に該当す
る者は、計量器の販売等の事業の
登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基
く命令の規定に違反して、罰金以
上の刑に処せられ、その執行を
終り、又は執行を受けることが
なくなつた日から一年を経過し
ない者

二 この法律の規定により製造若
しくは修理の事業の許可又は販
売等の事業の登録を取り消さ
れ、取消の日から一年を経過し
ない者

三 この法律の規定により計量士
の登録を取り消され、取消の日

から一年を経過しない者
四 前三号に掲げる者が役員とな
つてゐる法人
（登録の申請書）

第五十條

販売等の事業の登録を受
けようとする者は、左の事項を記
載した申請書に、法人にあつては
定款又は寄附行為を添附し、その
店舗の所在地を管轄する都道府県
知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏
名及び住所
二 店舗の所在地
三 販売等を行うとする計量器
の種類

（登録の基準）

第五十一條 都道府県知事は、販売
等の事業の登録の申請が左の各号
に適合すると認めるときは、登録
をしなければならない。

一 販売等の事業を行うに必要な
店舗を有すること。
二 第四十八條第四号に掲げる計
量器の販売等の事業の登録の申
請にあつては、検定証印及び比
較検査証印並びに当該計量器の
構造及び公差について販売上必
要な知識を有すること。

2

都道府県知事は、販売等の事業
の登録の申請が前項各号に適合し
ないと認めるときは、その旨を申
請者に通知しなければならない。

（登録の有効期間）

第五十二條 販売等の事業の登録の
有効期間は、登録の日から起算し
て五年とする。但し、再登録を妨
げない。

（登録簿）

第五十三條 都道府県知事は、登録
簿を備へ、左の事項を登録しなけ
ればならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏
名及び住所
三 店舗の所在地
四 登録の区分
五 第五十九條の規定により事業
の停止を命じたときは、その事
由及び期間

（登録証の交付）

第五十四條 都道府県知事は、販売
等の事業の登録をしたときは、申
請者に登録証を交付する。

2 登録証には、左の事項を記載し
なければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 氏名又は名称及び住所
三 店舗の所在地
四 登録の区分
（店舗外の販売）

第五十五條 販売等の事業の登録を
受けた者（以下「販売事業者」とい
う。）は、第四十七條第一項の規定
にかかわらず、あらかじめ、その
場所を管轄する都道府県知事に届
け出たときは、博覧会、展示会そ
の他通商産業省令で定める施設内
の場所において、計量器の販売を
行うことを妨げない。

（店舗の移転）

第五十六條 販売事業者は、その登
録を受けた都道府県知事の管轄区
域内において店舗を移転しよう
とするときは、当該都道府県知事に
届け出なければならない。

（登録証の訂正）

第五十七條 販売事業者は、第五十
四條第二項第二号又は第三号に規
定する事項に変更があつたとき
は、遅滞なく、都道府県知事にそ
の登録証を提出し、訂正を受けな
ければならない。

2 第二十八條第二項の規定は、前
項の場合に準用する。

（登録の失効）

第五十八條 販売事業者がその事業
を廃止したとき、又はその登録を
受けた都道府県知事の管轄区域外
に店舗を移転したときは、登録
は、その効力を失う。

（登録の取消又は事業の停止）

第五十九條 都道府県知事は、販売
事業者が左の各号の一に該当する
ときは、その登録を取り消し、又
は一年以内の期間を定めてその事
業の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基
く命令の規定に違反したとき。
二 第四十九條各号の一に該当す
るに至つたとき。
三 不正な手段により販売等の事
業の登録を受けたとき。
四 販売等の事業を行う店舗を欠
くに至つたとき。

（登録のまつ消）

第六十條 都道府県知事は、販売等
の事業の登録がその効力を失つた
ときは、第五十三條の規定による
登録をまつ消しなければならない。

（再登録の手続）

第六十一條 第五十二條但書の再登
録については、第五十條の規定に
かかわらず、通商産業省令で定め
る簡易な手続によることができ
る。

第六十二條 第二十七條、第二十九
條、第三十條及び第三十三條の規
定は、販売等の事業の登録に準用
する。この場合において、第二十
九條、第三十條及び第三十三條中
「通商産業大臣」とあるのは、「都道
府県知事」と読み替へるものとす
る。

（準用規定）

第三章 計量の安全の確保
（検定を受ける義務）
第六十三條 計量器の製造、修理又
は輸入をした者は、検定を受け、
これに合格したもの（第九十二條
に規定する計量器にあつては、検
定の有効期間内にあるものに限
る。）でなければ、当該計量器を譲
渡し、貸し渡し、又は修理を委託
した者に引き渡ししてはならない。
第六十四條 左に掲げる場合は、前
條の規定は、適用しない。

一 製造事業者、修理事業者又は
販売事業者が譲渡し、貸し渡
し、又は引き渡す計量器の種類
及び数量並びに相手方を定め
て、通商産業大臣の許可を受け
たとき。
二 あらかじめ、通商産業大臣に
届け出て、輸出のため計量器を
譲渡し、貸し渡し、又は引き渡
すとき。
三 製造事業者、修理事業者又は
販売事業者以外の者が取引又は
証明以外の用に供する計量器を
譲渡し、貸し渡し、又は引き渡
すとき。
四 製造事業者又は修理事業者が

通商産業省令で定める範囲内の修理をした計量器(第九十二條に規定するものにあつては、檢定の有効期間内にあるものに限る。)であつて、第八十九條第一項各号に適合するものを譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。

五 前号に掲げる場合の外、水道事業者又はガス事業者が通商産業大臣の許可を受けて、通商産業省令で定める範囲内の修理をした水道メーター又はガスメーター(檢定の有効期間内にあるものに限る。)であつて、第八十九條第一項各号に適合するものを、その供給する水又はガスの需要者に貸し渡すとき。

六 政令で定める特殊の種類又は構造の計量器を譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。

七 比較検査に合格した計量器(比較検査の有効期間内にあるものに限る。)を比較検査成績書とともに譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。

八 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものを譲渡し、貸し渡し、又は引き渡すとき。

2 前項第一号の許可は、当該計量器が体温計その他通商産業省令で定める計量器でなく、且つ、取引若しくは証明以外の用途又は通商産業省令で定める用途に供されるものであると認められるときでなければ、してはならない。

3 第一項第一号の許可を受けて譲渡し、貸し渡し、又は引き渡す計量器には、通商産業省令で定める様式による表示を附さなければならない。

4 第一項第四号又は第五号の場合には、製造事業者若しくは修理事業者又は水道事業者若しくはガス事業者は、その譲渡し、貸渡し又は引渡前に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。

5 第一項第五号の許可は、当該水道事業者又はガス事業者が第三十八條第一項第一号及び第二号に該当するときでなければ、してはならない。

6 第一項第八号に規定する計量器の譲渡し、貸渡し又は引渡しを受けた者は、使用前に、その計量器について檢定を受けなければならない。(修理の場合の告知義務)

第六十五條 製造事業者又は修理事業者は、前條第一項第四号の通商産業省令で定める範囲内の修理の委託を受けた場合において、その修理をした後においてもその計量器が第五十六條第一項第一号又は第二号に該当すると認められるときは、委託者にその旨を告知しなければならない。

(譲渡等の制限)

第六十六條 販売事業者(第六十三條に規定する者を除く)は、左の各号の一に該当する計量器を譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸渡のために所持してはならない。

附されていない計量器
二 第九十二條に規定する計量器で檢定に合格したものであつて、檢定の有効期間を経過したものの
三 比較検査に合格した計量器であつて、比較検査の有効期間を経過したもの

2 比較検査に合格した計量器は、比較検査成績書とともにするものでなければ、譲渡し、又は貸し渡ししてはならない。

第六十七條 左に掲げる計量器については、前條の規定は、適用しない。

一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの
二 輸出する計量器
三 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
四 第九十三條第一項但書及び第一百一條但書の通商産業省令で定める計量器

(使用の制限)

第六十八條 計量器でないもの及び左の各号の一に該当する計量器は、取引上又は証明上における法定計量単位による計量に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

一 その者が修理した後また檢定又は比較検査を受けない計量器
二 第六十六條第一項に規定する計量器

第六十九條 左に掲げる計量器については、前條第一号の規定は、適用しない。

定する計量器であつて、第八十九條第一項各号に適合するもの
二 第六十四條第一項第五号に規定する水道メーター又はガスメーターであつて、第八十九條第一項各号に適合するもの
三 第七十三條の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用するため通商産業省令で定める範囲内の修理をした計量器であつて、第八十九條第一項各号に適合するもの

2 前項第一号又は第二号に規定する計量器の修理をした者は、使用前に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査しなければならない。

3 第一項第三号に規定する計量器の修理をした者は、使用前に、第七十七條第一号に規定する計量士に、基準器検査に合格した基準器を用いて、当該計量器が第八十九條第一項各号に適合するかどうかを検査させなければならない。

第七十條 左に掲げる計量器については、第六十八條第二号の規定は、適用しない。

一 第六十四條第一項第一号の許可を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの
(同條第二項の通商産業省令で定める用途に供する場合に限る。)

二 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
三 第九十三條第一項但書及び第一百一條但書の通商産業省令で定める計量器

第七十一條 左に掲げるものについては、第六十八條の規定は、適用しない。

一 長さ計であつて、第十二條第一号に掲げるもの以外のもの
二 時間計であつて、第十二條第三号に掲げるもの以外のもの
三 温度計であつて、第十二條第四号に掲げるもの以外のもの
四 体積計であつて、第十二條第六号に掲げるもの以外のもの
五 速度計であつて、第十二條第七号に掲げるもの以外のもの
六 圧力計であつて、第十二條第九号に掲げるもの以外のもの
七 仕事計(積算電力計に限る。)

八 工率計であつて、第十二條第十一号に掲げるもの以外のもの
九 角度計であつて、第十二條第十三号に掲げるもの以外のもの
十 流量計であつて、第十二條第十四号に掲げるもの以外のもの
十一 粘度計(細管式粘度計を除く。)

十二 濃度計(浮ひよう型液体濃度計を除く。)

十三 きつ水によりこれに積載した貨物の質量を計る場合におけるその船舶
(正確に計量する義務)

第七十二條 政令で定める物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明をする者は、政令で定める誤差をこえないように、その量を計らなければならない。

(容量検査合格容器の使用)
第七十三條 商品や容量検査に合格した容器に第八十八條の容量を示す

す目盛まで満たして、法定計量單位により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

2 前項に規定する者は、同項の容器に第百十八條の規定により表示した容量が二以上あるときは、そのいずれの容量により使用するかを明示しなければならない。

第七十四條 容量検査に合格した容器に第百十八條の容量を示す目盛まで商品を満たしていいるときは、その商品は、販売してはならない。但し、同條の規定により表示した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

(正味量の表記)
第七十五條 法定計量單位による長さ、質量又は体積により商品販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の長さ、質量又は体積を増加し、又は減少することができないようにするときは、その容器又は包装は、当該計量單位によるその商品の長さ、質量又は体積(以下「正味量」という。)を表記しなければならない。

2 前項の規定による表記をするには、政令で定める誤差をこえないように、その正味量を計らなければならない。

3 第一項の規定による表記をした商品(以下「正味量表記商品」という。)を販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器を使用して計量することを要しない。

但し、第二項の容器若しくは包装又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

(品質の表記)

第七十六條 法定計量單位による濃度、密度又は粘度により商品販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれらに附した封紙を破棄しなければその商品の濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装に、当該計量單位によるその商品の濃度、密度又は粘度(以下「品質」という。)を表記するときは、政令で定める誤差をこえないように、その品質を計らなければならない。

2 前項の規定による表記をした商品(以下「品質表記商品」という。)を販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器を使用して計量することを要しない。但し、前項の容器若しくは包装又はこれらに附した封紙が破棄された後は、この限りでない。

(氏名等の附記)
第七十七條 第七十五條第一項又は第七十六條第一項の規定による正味量又は品質の表記には、表記をする者の氏名又は名称及びその表記をした場所を附記しなければならない。

2 前項の場合において、正味量又は品質の表記をする者が第七十三條の指定を受けているときは、その氏名又は名称に代えて、第七十七條第一号に規定する計量士の氏名を附記することができる。

(精度の制限)

第七十八條 法定計量單位による質量による取引であつて、その一回の取引量が一〇キログラム以下であるものについては、天びんを使用する場合を除き、その取引量の一分の一以下の最小目盛を有するはかりを使用しなければならない。

(はかりの表示最大量)
第七十九條 はかりを取引上又は証明上の計量に使用するには、その最大目盛の示す量をこえる量を一回に計つてはならない。

(水平装置)
第八十條 計量器の位置が水平であるかどうかを定めるための装置を有する計量器は、その位置を水平にした後でなければ、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。

(零点の調整)
第八十一條 零点を調整する装置があるはかり又は検位衡は、その零点を調整した後でなければ、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。但し、天びんは、この限りでない。

(ますの使用制限)
第八十二條 木製ますは、第八十九條第一項第一号の政令で定める穀用ますでなければ穀類(米、麦及び通商産業省令で定める雑穀をいう。以下同じ。)について、同号の政令で定める液用ますでなければ液体について、取引上又は証明上の計量に使用してはならない。

第八十三條 取引上又は証明上において二〇立方デシメートル以上の穀類の量を計る場合において、二〇立方デシメートルの倍数である部分を計るには、全量二〇立方デシメートル未満のますを使用してはならない。

2 取引上又は証明上においては、円筒状斗概を使用しなければならない。

(ガスの熱量計)
第八十四條 ガス事業者が取引上又は証明上においてガスの熱量を計るには、ユニケルス式流水型熱量計を使用しなければならない。

(風袋の質量表示)
第八十五條 取引上又は証明上における質量の計量に常時使用する風袋には、その質量を表示しなければならない。

第四章 検定、比較検査、基準器検査及び容量検査
第一節 検定
(検定の主体)
第八十六條 検定は、政令で定める計量器の区分に従い、通商産業大臣又は都道府県知事が行う。

第八十七條 前條の都道府県知事は、第六十三條の規定により計量器の製造、修理又は輸入をした者がその計量器につき検定を受ける場合は、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事とし、その他の場合は、検定を受けようとする計量器の所在の場所を管轄する都道府県知事とする。但し、左の各号に掲げる場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する計量器であつて、通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物を管轄する都道府県知事
二 譲渡、貸渡又は引渡の相手方が定まつている計量器にあつては、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限り、相手方がその計量器を使用し、又は販売する場所を管轄する都道府県知事

一 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する計量器であつて、通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物を管轄する都道府県知事
二 譲渡、貸渡又は引渡の相手方が定まつている計量器にあつては、その製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事の許可を受けた場合に限り、相手方がその計量器を使用し、又は販売する場所を管轄する都道府県知事

2 前項但書第一号に規定する計量器の検定を受けようとする者は、その計量器の製造、修理又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

(検定の実施の場所)
第八十八條 検定の実施の場所は、通商産業省又は都道府県に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 災害により検定所において検定をすることができないときは、計量器の所在の場所
二 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する計量器であつて、前條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所
三 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、第八十六條の政令で定める計量器の区分に従

い通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(検定の合格条件)

第八十九條 検定を行つた計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造(材料の性質を含む。以下同じ)を有すること。

三 その器差が政令で定める検定公差をこえないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(部品検査)

第九十條 通商産業大臣又は都道府県知事は、左に掲げる計量器の部品が通商産業大臣が行う部品検査を受けてこれに合格したものであるときは、その部品を使用して計量器の検定に際しては、その部品に関する検定は、行わないものとする。

一 水銀温度計のガラス管

二 ばね式指示はかりの制温装置

三 かたさ試験機のダイヤモンドコーン

2 前項の部品検査においては、その部品が前條第一項第二号の構造であつて当該部品に係るものを有するときは、これを合格とする。

3 前項に定めるものの外、第一項の部品検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

(原型検査)

第九十一條 第八十六條の政令で定める計量器の区分に従ひ通商産業大臣又は都道府県知事が行う計量器の原型検査を受けてこれに合格した原型により複製した計量器であつて、政令で定めるものは、その検定に際しては、第八十九條第一項第三号の規定に適合するものとみなす。

2 前項の原型検査においては、その原型が第八十九條第一項第三号の規定に適合するときは、これを合格とする。

3 前項に定めるものの外、第一項の原型検査の実施の方法については、通商産業省令で定める。

(検定の有効期間)

第九十二條 タキシーメーター、ガスメーター、水道メーター及びガソリン量器の検定の有効期間は、検定証印を附した月の翌月一日から計算したタキシーメーターにあつては一年、ガスメーターにあつては七年、水道メーター及びガソリン量器にあつては八年とする。

(検定証印等)

第九十三條 検定に合格した計量器には、検定証印を附する。但し、その構造上検定証印を附し難い計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前條に規定する計量器に前項の規定により附すべき検定証印には、前條の有効期間の満了の日を表示しなければならない。

3 通商産業省令で定める計量器には、検定証印に添えて、その検定

を行つた年を表示する数字を附する。

(検定をすべき期限)

第九十四條 通商産業大臣又は都道府県知事は、検定の申請があつたときは、申請の受理の日から二〇日(政令で定める場合は、政令で定める期間)以内に、その申請に係る計量器の検定をして合格又は不合格の処分をしなければならぬ。

(不合格の理由の通知)

第九十五條 通商産業大臣又は都道府県知事は、計量器の検定をして不合格の処分をしたときは、その検定を申請した者に対し、不合格の理由を通知しなければならない。

(検定証印のまつ消等)

第九十六條 検定に合格しなかつた計量器に検定証印又は比較検査証印が附されているときは、その検定証印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

2 検定の申請をした者が検定に合格しなかつた計量器に係る比較検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

第二節 比較検査

(比較検査の主体)

第九十七條 比較検査は、通商産業大臣が行う。

(比較検査の実施の場所)

第九十八條 比較検査の実施の場所は、通商産業省に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

一 災害により検定所において比較検査をすることができないときは、計量器の所在の場所

二 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

三 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(比較検査の合格条件)

第九十九條 比較検査を行つた計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 第八十九條第一項第一号の政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める比較検査公差をこえないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、その計量器の表示する物象の状態の量と原器又は標準器の表示する物象の状態の量との差を測定して定めるものとする。

(比較検査の有効期間)

第一百條 比較検査の有効期間は、五年とする。但し、政令で定める計量器については、政令で定める期間とする。

(比較検査証印)

第一百一條 比較検査に合格した計量器には、比較検査証印を附する。

但し、その構造上比較検査証印を附し難い計量器であつて、通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(比較検査成績書)

第一百二條 計量器が比較検査に合格したときは、比較検査を申請した者に対し、器差を記載した比較検査成績書を交付する。

2 前項の比較検査成績書には、第一百條の有効期間を記載する。

(検定との関係)

第一百三條 比較検査に合格しない計量器が第八十九條第一項各号に適合するときは、その計量器は、検定に合格したものとみなし、比較検査を申請した者の請求により、その計量器に検定証印を附する。

(比較検査証印のまつ消等)

第一百四條 比較検査に合格しなかつた計量器に比較検査証印又は検定証印が附されているときは、その比較検査証印又は検定証印を除去し、又はこれに消印を附する。但し、その計量器が第八十九條第一項各号に適合するときは、検定証印については、この限りでない。

2 比較検査を申請した者が比較検査に合格しなかつた計量器に係る比較検査成績書の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

(準用規定)

第一百五條 第九十四條及び第九十五條の規定は、比較検査に準用する。

第三節 基準器検査

(基準器検査の主体)

第百六條 基準器検査は、通商産業大臣が行う。

(基準器検査の合格条件)

第百七條 基準器検査を行つた基準器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める基準器公差をこえないこと。

2 前項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により定めるものとする。

3 第一項第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、その基準器の表示する物象の状態の量と原器又は標準器の表示する物象の状態の量との差を測定して定めるものとする。

4 政令で定める基準器は、第一項第三号に適合しないものであつても、測定上支障を生ずるおそれがないと認められるときは、同項同号の規定にかかわらず、合格とする。

(基準器の有効期間)

第百八條 基準器検査の有効期間は、三年とする。但し、政令で定める基準器については、政令で定める期間とする。

(基準器検査証印)

第百九條 基準器検査に合格した基準器には、基準器検査証印を附する。但し、その構造上基準器検査証印を附し難い基準器であつて、

通商産業省令で定めるものについては、この限りでない。

(基準器検査成績簿)

第百十條 基準器が基準器検査に合格したときは、基準器検査を申請した者に対し、器差を記載した基準器検査成績簿を交付する。

2 前項の基準器検査成績簿には、器差の補正の方法及び第百八條の有効期間を記載する。

第百十一條 基準器検査に合格した基準器は、基準器検査成績簿とともにするのてなければ、譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2 基準器検査に合格した基準器は、基準器検査成績簿に記載された方法に従ひ、器差を補正して使用しなければならぬ。

第百十二條 政令で定める基準器については、基準器検査成績簿にその用途又は使用の方法を記載する。

2 前項の規定により基準器検査成績簿に用途又は使用の方法が記載された基準器は、その記載された用途以外の用途に使用し、又はその記載された方法以外の方法で使用してはならない。

(基準器検査証印のまつ消等)
第百十三條 基準器検査に合格しなかつた基準器に基準器検査証印が附されているときは、その基準器検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

2 基準器検査を申請した者が基準器検査に合格しなかつた基準器に係る基準器検査成績簿の交付を受けているときは、その記載に消印を附する。

(準用規定)

第百十四條 第九十四條、第九十五條及び第九十八條の規定は、基準器検査に準用する。

第四節 容量検査

(容量検査の主体)

第百十五條 容量検査は、都道府県知事が行う。

(容量検査の対象)
第百十六條 容量検査は、法定計量單位による体積による取引に使用する容器であつて、政令で定めるものでなければ、受けることができない。

(容量検査の実施の場所)
第百十七條 容量検査の実施の場所は、都道府県に設置する検定所とする。但し、左の各号に掲げる場合は、その容器の所在の場所とする。

一 災害により検定所において容量検査をすることができないとき。

二 容器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、都道府県知事の許可を受けたとき。

(容量の表示)
第百十八條 容量検査を受けようとする者は、容器に、使用しようとする容量を表示し、及びその容量を示す目盛を附さなければならぬ。

(容量検査の合格条件)
第百十九條 容量検査を行つた容器が左の各号に適合するときは、合格とする。

一 政令で定める種類に属すること。

二 通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が政令で定める容量公差をこえないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(容量検査証印)
第百二十條 容量検査に合格した容器には、容量検査証印を附する。

(容量検査証印のまつ消等)
第百二十一條 容量検査に合格しなかつた容器に容量検査証印が附されているときは、その容量検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)
第百二十二條 第九十四條及び第九十五條の規定は、容量検査に準用する。

第五章 計量証明の事業

(計量証明の事業の設備の登録)

第百二十三條 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸又は出入庫に際して行うその貨物の法定計量單位による計量上の証明(以下「計量証明」という。)の事業を行おうとする者は、計量証明に使用する計量器につき、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(登録申請書)
第百二十四條 前條の登録を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書に、法人にあつては定款又は寄附行為を添附し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知

事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 事業所の所在地

三 計量証明に使用する計量器の種類及び数

(登録)
第百二十五條 都道府県知事は、第百二十三條の登録の申請があつたときは、遅滞なく、登録をしなければならない。

(登録簿)
第百二十六條 都道府県知事は、登録簿を備え、左の事項を登録しなければならない。

(登録証の交付)

第百二十七條 都道府県知事は、第百二十三條の登録をしたときは、その申請者に登録証を交付する。

2 登録証には、左の事項を記載しなければならない。

(登録証の訂正)

第百二十八條 第百二十三條の登録を受けた者は、前條第二項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、都

道府県知事にその登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

(登録の失効)

第二百二十九條 第二百二十三條の登録を受けた者がその計量証明の事業を廃止したとき、又はその登録を受けた道府県知事の管轄区域外に事業所を移転したときは、登録は、その効力を失う。

(登録のまつ消)

第二百三十條 道府県知事は、第二百二十三條の登録がその効力を失つたときは、第二百二十六條の規定による登録をまつ消しなければならない。

(準用規定)

第二百三十一條 第二十九條、第三十條及び第三十三條の規定は、第二百二十三條の登録に準用する。この場合において、これらの規定中「通商産業大臣」とあるのは、「道府県知事」と読み替へるものとする。

(検査を受ける義務)

第二百三十二條 計量証明の事業を行う者は、第二百二十三條の登録を受けたときは、一箇月以内に、登録を受けた計量器につき検査を受けなければならない。その検査を受けた後六箇月を経過したときも、同様とする。

(検査の主体)

第二百三十三條 前條の検査は、第二百二十三條の登録をした道府県知事が行う。

(検査の実施の場所)

第二百三十四條 第二百三十二條の検査の実施の場所は、その計量器の所在の場所とする。但し、計量証明の事業を行う者の申出があつたときは、道府県に設置する検定所とする。

在の場所とする。但し、計量証明の事業を行う者の申出があつたときは、道府県に設置する検定所とする。

(検査の合格条件)

第二百三十五條 第二百三十二條の検査をした計量器が左の各号に適合するときは、合格とする。

- 一 検定証印又は比較検査証印が附されていること。(その計量器が第九十三條第一項但書又は第一百一條但書の通商産業省令で定めるものである場合を除く。)
- 二 通商産業省令で定める構造を有すること。
- 三 その誤差が政令で定める使用公差をこえないこと。
- 四 第九十二條に規定する計量器であつて、検定に合格したものであること。
- 五 比較検査に合格した計量器にあつては、比較検査の有効期間を経過していないこと。

(検査の合格条件)

第二百三十六條 第二百三十二條の検査に合格した計量器には、検査済証印及び同條の検査を行つた年を表

示する数字を附する。
(検定証印のまつ消等)
第二百三十七條 第二百三十二條の検査に合格しなかつた計量器に検定証印又は比較検査証印が附されているときは、その検定証印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第二百三十八條 第九十五條の規定は、第二百三十二條の検査に準用する。

第六章 取締

(定期検査)
第二百三十九條 計量器を取引上又は証明上における法定計量單位による計量に使用する者は、その計量器について、事業所(事業所がない者にあつては、住所)の所在地を管轄する道府県知事又は政令で定める市町村(以下「特定市町村」という。)の長が行う定期検査を受けなければならない。但し、左に掲げる計量器については、この限りでない。

- 一 第六十四條第一項第一号の計量器を受けた計量器であつて、同條第三項の表示を附したもの(同條第二項の通商産業省令で定める用途に供する場合に限る。)
- 二 第六十四條第一項第六号に規定する計量器
- 三 第九十二條に規定する計量器

第九十三條第一項但書又は第一百一條但書の通商産業省令で定める計量器
第二百二十三條の登録を受けた計量器
第二百三十六條若しくは第二百五十一條の検査済証印又は第四百四十六條の定期検査済証印であつて、当該定期検査を行う年と同一の年を表示する数字があるものが附されている計量器
第七 第七十三條の指定を受けた者がその指定を受けた場所において使用する計量器
八 比較検査に合格した計量器
九 その他政令で定める計量器
第二百七十三條の指定を受けた者は、毎年一回、第二百七十七條第一号に規定する計量器に、前項但書第七号に規定する計量器が第四百四十五條第一項各号に適合するかどうかを検査せなければならない。

(定期検査の主体)

第二百四十條 定期検査は、道府県外の区域のうち特定市町村の区域以外に区域については、道府県知事が、特定市町村の区域については、特定市町村の長が行う。

(定期検査の実施の時期)

第二百四十一條 定期検査は、市の区域については毎年一回、市以外の区域については三年に一回、道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に行う。

(定期検査の実施の場所)

第二百四十二條 定期検査の実施の場所は、道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所とする。但し、左の各号に定める場合は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用すべき計量器であつて、第八十七條第一項但書第一号の通商産業省令で定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所
- 二 計量器の運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、道府県知事又は特定市町村の長の許可を受けたときは、その計量器の所在の場所

(定期検査の実施の公示)

第二百四十三條 道府県知事又は特定市町村の長は、定期検査を行う区域ごとに、実施の期日の二箇月前までに、その期日及び場所を公示しなければならない。

(事前調査)

第二百四十四條 道府県知事が行う定期検査について前條第一項の規定による公示があつたときは、定期検査を行う区域内の市町村の長は、第二百三十九條の規定により定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、定期検査の期日の三日前までに道府県知事に報告しなければならない。

(定期検査の合格条件)

第二百四十五條 定期検査を行つた計量器が左の各号に適合するとき

は、合格とする。

一 検定証印が附されていること。

二 第三百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造を有すること。

三 その器差が第三百三十五條第一項第三号の政令で定める使用公差をこえないこと。

2 前項第二号及び第三号に適合するかどうかは、第三百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

(定期検査済証印)

第四百四十六條 定期検査に合格した計量器には、定期検査済証印及び定期検査を行った年を表示する数字を附する。

(検定証印のまつ消等)

第四百四十七條 定期検査に合格しなかつた計量器に検定証印が附されているときは、その検定証印を除去し、又はこれに消印を附する。

(準用規定)

第四百四十八條 第九十五條の規定は、定期検査に準用する。

(定期検査に代る検査)

第四百四十九條 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、第四百四十一條の規定により都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に定期検査を受けることができない者が、その計量器について都道府県知事又は特定市町村の長の検査を受けたときは、その検査を受けた計量器については、第三百三十九條の規定にかかわらず、当

該定期検査を受けることを要しない。

(定期検査に代る検査の実施の場所)

第五百十條 前條の検査の実施の場所は、都道府県に設置する検定所又は特定市町村に設置する検査所とする。

2 第四百四十二條但書の規定は、前條の検査の実施の場所に準用する。

(検査済証印)

第五百一十一條 第四百四十九條の検査に合格した計量器には、検査済証印及び同條の検査を行った年を表示する数字を附する。

(準用規定)

第五百一十二條 第九十五條、第四百四十七條の規定は、第四百四十九條の検査に準用する。

(報告)

第五百一十三條 通商産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造事業者、修理事業者若しくは販売事業者又は計量單位により取引若しくは証明をする者から報告を徴することができる。

(立入検査、質問及び取去)

第五百一十四條 都道府県知事又は特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造事業者、修理事業者若しくは販売事業者又は計量單位により取引若しくは証明をする者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、計量器、

計量器の製造若しくは修理のための設備、正味量表記商品、品質表記商品若しくは帳簿書類若しくは取引上若しくは証明上の計量の方法を検査させ、関係人に質問させ、又は品質の検査のため必要な最少限度の量に限り法定計量單位による密度、濃度若しくは粘度により取引される商品を収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計量器等の提出)

第五百一十五條 都道府県知事又は特定市町村の長は、前條第一項の規定により、その職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査させることが著しく困難であると認められる計量器又は正味量表記商品若しくは品質表記商品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期間を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 都道府県又は特定市町村は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

(検定証印の除去等)

第五百一十六條 都道府県知事又は特定市町村の長は、第五百一十四條第一項の規定により、その職員に、取引上又は証明上における法定計量單位による計量に使用される計量器（第七十條各号に掲げるものを除く。）を検査させた場合において、その計量器が左の各号の一に該当するときは、その計量器の検定証印又は比較検査証印を除去し、又はこれに消印を附することができる。

一 第三百三十五條第一項第二号の通商産業省令で定める構造を有しないこと。

二 その器差が第三百三十五條第一項第三号の政令で定める使用公差をこえること。

三 第九十二條に規定する計量器であつて、検定に合格したものにあつては、検定の有効期間を経過していること。

四 比較検査に合格した計量器にあつては、比較検査の有効期間を経過していること。

2 前項第一号又は第二号に該当するかどうかは、第三百三十五條第二項の通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めるものとする。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の規定による処分をするときは、その計量器の所有者又は占有者にその処分の理由を告知しなければならない。

(正味量又は品質の表記のまつ消)

第五百一十七條 都道府県知事又は特定市町村の長は、第五百一十四條第一項の規定により、その職員に、正味量表記商品又は品質表記商品

を検査させた場合において、その商品の正味量又は品質の誤差が第七十五條第二項又は第七十六條第一項の政令で定める誤差をこえるときは、その表記をまつ消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その商品の所有者又は占有者に対してその理由を告知しなければならない。

(都道府県知事の権限の委任)

第五百一十八條 都道府県知事は、第七十二條から第七十七條までの規定の実施を確保するために特に必要があるとき、特定市町村以外の市町村の長に、第五百一十四條（正味量表記商品若しくは品質表記商品又は取引上若しくは証明上の計量の方法に係る部分に限る。）又は前條の規定による権限を行わせることができる。

第七章 計量士

(計量士)

第五百一十九條 計量士は、工場、事業場、店舗その他計量器を使用する場所（以下「計量器使用事業場」という。）における計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）を職務とする。

(登録)

第六十條 計量士にならうとする者は、通商産業大臣の登録を受けなければならない。

(欠格事由)

第六十一條 左の各号の一に該当

する者は、計量士の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 この法律の規定により製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の事業の登録を取り消され、取消の日から一年を経過しない者

三 この法律の規定により計量士の登録を取り消され、取消の日から二年を経過しない者

(登録条件)

第百六十二條 計量士の登録を受けようとする者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 計量士国家試験に合格し、且つ、計量に関する実務に一年以上従事した者

二 計量教習所の課程を終了し、且つ、計量に関する実務に七年以上従事した者であつて計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有するものと認めたる者

(登録簿)

第百六十三條 通商産業省に計量士登録簿を備え、左の事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名及び住所
- 三 出生の年月日
- 四 前條各号の別

(登録証)

第百六十四條 通商産業大臣は、計

量士の登録をしたときは、申請者に計量士登録証を交付する。

2 計量士登録証には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名及び住所
- 三 出生の年月日

(登録証の訂正)

第百六十五條 計量士は、前條第二項第二号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその計量士登録証を提出し、訂正を受けなければならない。

(取消及び停止)

第百六十六條 通商産業大臣は、計量士が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めて計量士の名称の使用を停止することができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき。

二 第百六十一條各号の一に該当するに至つたとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

(登録のまづ消)

第百六十七條 通商産業大臣は、計量士の登録がその効力を失つたときは、第百六十三條の規定による登録をまづ消しなければならない。

(名称)

第百六十八條 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。

(計量士国家試験)

第百六十九條 計量士国家試験は、

計量士としての職務に必要な知識及び技能について行う。

第百七十條 計量士国家試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行う。

第百七十一條 計量士国家試験に關して不正の行為があつたときは、通商産業大臣は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

(省令への委任)

第百七十二條 第百五十九條から前條までに規定するものの外、登録の申請、登録証の再交付及び返納その他計量士の登録に関する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他計量士国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

第八章 事業場の指定

第百七十三條 計量器を使用する者は、計量器使用事業場について、通商産業大臣の指定を受けることができる。

(指定の申請書)

第百七十四條 前條の指定を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を計量器使用事業場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村内にあるときは、特定市町村の長。次條において同じ。)を経由して、通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつてはその代表者の氏名

二 計量器使用事業場の名称及び所在地

三 使用する計量器の種類及び数

四 使用する基準器の種類及び数量

五 計量器使用事業場における計量管理を職務とする計量士の氏名及び登録番号

(申請書の送付)

第百七十五條 都道府県知事は、前條の申請書を受理したときは、申請書の記載事項について調査し、一箇月以内に、その申請書を通商産業大臣に送付しなければならない。

(指定の欠格事由)

第百七十六條 第百八十一條の規定により指定を取り消され、取消の日から一年を経過しない者は、第百七十三條の指定を受けることができない。

(指定の基準)

第百七十七條 通商産業大臣は、第百七十三條の指定の申請が左の各号に適合すると認めるときは、指定をしなければならない。

一 計量器使用事業場における計量管理を職務とする計量士が置かれていないこと。

二 使用する計量器の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。

三 前号に定めるものの外、使用する計量器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。

(指定の公示)

第百七十八條 通商産業大臣は、第百七十三條の指定をしたときは、申請者の氏名又は名称及び住所並びに指定をした計量器使用事業場の名称及び所在地を公示しなければならない。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

(計量管理)

第百七十九條 第百七十三條の指定を受けた者(以下「被指定者」という)は、指定を受けた計量器使用事業場における計量管理に關し計量管理規程を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 被指定者は、指定を受けた計量器使用事業場における計量管理を職務とする計量士が欠けたときは、一箇月以内に、これを補充しなければならない。

(届出義務)

第百八十條 被指定者は、第百七十四條各号に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

(指定の取消)

第百八十一條 通商産業大臣は、被指定者が第百七十九條第一項の規定により届け出た計量管理規程を実施しないと認めるとき、又は第百七十九條第二項の規定による計量士の補充をしなかつたときは、第百七十三條の指定を取り消すことができる。

第九章 再検査及び異議の申立

第一節 再検査

(再検査)

第百八十二條 検査、比較検査、基準器検査、容量検査、第百三十二條の検査、定期検査若しくは第百四十九條の検査（以下「検定等」という。）による不合格の処分不服がある者又は第百五十六條第一項の規定による処分不服がある者は、通商産業大臣の再検査を申請することができる。

2 計量器 基準器又は容器（以下「計量器等」という。）の譲渡、貸渡又は引渡を受けるべき者が特定している場合におけるその譲渡、貸渡又は引渡を受けるべき者は、その計量器等の検定等による合格の処分不服があるときは、通商産業大臣の再検査を申請することができる。

(計量器等の封印)
第百八十三條 前條の規定による再検査の申請をしようとする者は、検定等による不合格若しくは合格の処分又は第百五十六條第一項の規定による処分（以下「原処分」という。）があつた後、遅滞なく、原処分をした行政機関の職員（以下「検定者」という。）の立会を求め、当該計量器等に封印をし、これをその行政機関に提出しなければならない。

2 第百八十八條但書、第九十八條但書（第百四十四條において準用する場合を含む）、第百十七條但書又は第百四十二條但書（第百五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその所在の場所

又はその取り付けられるべき土地若しくは建物その他の工作物の所在の場所において検定等を受けた計量器等については、前項の規定にかかわらず、原処分をした行政機関に申し出てその封印を受け、再検査の時まで、原状のまま保管しなければならない。第百三十二條の検査又は第百五十六條第一項の規定による処分を受けた計量器等が土地若しくは建物その他の工作物に取り付けられているとき、又はその運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、その処分をした行政機関の許可を受けたときも、同様とする。

又はその取り付けられるべき土地若しくは建物その他の工作物の所在の場所において検定等を受けた計量器等については、前項の規定にかかわらず、原処分をした行政機関に申し出てその封印を受け、再検査の時まで、原状のまま保管しなければならない。第百三十二條の検査又は第百五十六條第一項の規定による処分を受けた計量器等が土地若しくは建物その他の工作物に取り付けられているとき、又はその運搬が著しく困難である場合その他特別の事由がある場合において、その処分をした行政機関の許可を受けたときも、同様とする。

3 前二項の規定は、その構造又は性質上原処分を受けた時の現状が変更するおそれがない計量器等については、適用しない。

4 前條第二項に規定する者は、第一項の封印をし、又は第二項の封印を受けるには、あらかじめ、検定等を受けた者の同意を得なければならない。

(再検査の申請)
第百八十四條 第百八十二條の規定により再検査の申請をしようとする者は、原処分があつた日から一〇日（前條第三項に規定する計量器等に係る場合は、一箇月）以内に、理由を記載した申請書を原処分をした行政機関に提出しなければならない。

(申請書の送付)
第百八十五條 原処分をした行政機関は、前條の申請書を受理したときは、その申請書に意見を附し

て、一〇日以内に通商産業大臣に送付しなければならない。

(計量器等の提出)
第百八十六條 第百八十三條第三項に規定する計量器等について再検査の申請をする者は、申請と同時に、原処分をした行政機関の職員の立会を求めて、その計量器等に封印をし、これをその行政機関に提出しなければならない。

2 第百八十三條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(計量器等の保管)
第百八十七條 第百八十三條第一項又は前條第一項の規定により計量器等の提出を受けた行政機関は、再検査の時まで、原状のままこれを保管しなければならない。

(行政機関の報告)
第百八十八條 原処分をした行政機関は、第百八十三條第一項又は第百八十六條第一項の規定による計量器等の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

(申請の却下)
第百八十九條 通商産業大臣は、再検査の申請が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を再検査の申請をした者に交付しなければならない。

(再検査の期日)
第百九十條 通商産業大臣は、再検査の申請があつたときは、前條の

規定により却下する場合を除き、申請を受理した日から一箇月以内に、再検査を行わなければならない。

規定により却下する場合を除き、申請を受理した日から一箇月以内に、再検査を行わなければならない。

(再検査の期日及び場所の通知)
第百九十一條 通商産業大臣は、再検査の期日及び場所を定め、再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関に通知しなければならない。

(文書)
第百九十二條 再検査の申請をした者及び原処分をした行政機関の職員であつてその長が指名するものは、再検査に立ち会わなければならない。

(再検査の基準)
第百九十三條 再検査においては、原処分が第百八十九條、第九十九條、第百七條、第百十九條、第百三十五條、第百四十五條（第百五十二條において準用する場合を含む。）又は第百五十六條第一項及び第二項の規定に従つてなされたかどうかを決定するものとする。

(決定)
第百九十四條 通商産業大臣は、再検査の結果及び第百八十五條の意見に基づき、再検査の申請を受理した日から三箇月以内に、事業の決定を行わなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を再検査の申請をした者及び原処分を行つた行政機関に送付しなければならない。

第百九十五條 通商産業大臣は、前

條第一項の決定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

(手続)
第百九十六條 この節に定めるものの外、再検査に関する手続は、通商産業省令で定める。

第二節 異議の申立
(異議の申立)
第百九十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業大臣、都道府県知事又は市町村の長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、第百八十二條の規定により再検査の申請をすることができない事項については、この限りでない。

2 異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分のあつたことを知つた日から一箇月以内に、理由を記載した申立書を処分をした行政機関に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から三箇月を経過したときは、異議の申立をすることができない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後も、異議の申立をすることができ。

(申立書の送付)
第百九十八條 処分をした行政機関は、前條第二項の申立書を受理したときは、その申立書に弁明書を添えて、一〇日以内に通商産業大臣に送付しなければならない。

第百九十九條 通商産業大臣は、再検査の申請があつたときは、前條の

規定により却下する場合を除き、申請を受理した日から一箇月以内に、再検査を行わなければならない。

第百九十五條 通商産業大臣は、前

條第一項の決定に基づき、必要な措置を講じなければならない。

別表

納付しなければならない者	金	額
一 製造の事業の許可を受けようとする者	一件につき	一〇、〇〇〇円

- 二 製造の事業の再許可を受けようとする者
- 三 修理の事業の許可を受けようとする者
- 四 修理の事業の再許可を受けようとする者
- 五 販売等の事業の登録を受けようとする者

一件につき	五、〇〇〇円
一件につき	五、〇〇〇円
一件につき	二、五〇〇円
一件につき	一、五〇〇円

において準用する場合を含む。及び
第百五十六條第二項の基準並びに
通商産業省令で定めるその附属
用具(固有財産法(昭和二十三年法
律第七十三号)の適用を受けるも
のを除く)を、都道府県知事又は
特定市町村の長に無償で貸し付け
なければならない。

(手数料)
第二百二十二條 別表の上欄に掲げ
る者は、それぞれ同表の下欄に掲
げる金額の範囲内において政令で
定める金額の手数を納めなければ
ならない。

(計量調査官)
第二百二十三條 通商産業省に計量
調査官を置く。

2 計量調査官は、再検査及び異議
の申立に関する事務に従事する。

(計量教習所)
第二百二十四條 通商産業省の本省
に計量教習所を置く。

2 計量教習所は、計量に関する事
務に従事する通商産業省、都道府
県及び市町村の職員並びに計量士
にならうとする者に対し、必要な
技術及び実務を教授する機関とす
る。

3 計量教習所は、東京都に置く。
第二百二十五條 検定等の事務に従
事する職員であつて、政令で定め
るもの及び第百五十四條第一項の
職員は、計量教習所の課程を修了
した者でなければならない。

第二百二十六條 計量教習所の教習
の期間は、六箇月とする。

第二百二十七條 計量教習所の教習
に対しては、授業料を徴収しな
い。但し、計量士にならうとする
者が教習を受ける場合は、この限
りでない。

2 計量士にならうとする者が納め
なければならない授業料の額は、
月額五〇〇円をこえない範囲内に
おいて通商産業省令で定める。

第二百二十八條 計量教習所の教習
を受けることができる者は、学校
教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)による高等学校若しくは旧
中等学校令(昭和十八年勅令第三
十六号)による中等学校若しくは
旧高等学校令(大正七年勅令第三
百八十九号)による高等学校尋常
科を卒業し、若しくは修了した者
又は文部大臣がこれと同等以上の
学力を有する者と認定した者とす
る。

第二百二十九條 前五條に規定する
ものの外、計量教習所の内部組織
並びに教習の科目及び時間数その
他教習に関する事項は、通商産業
省令で定める。

(国に対する適用)
第二百三十條 この法律の規定は、
次章の規定を除き、国に適用があ
るものとする。この場合において
、「許可」とあるのは、「承認」と
読み替へるものとする。

第十二章 罰則

(罰則)
第二百三十一條 第十三條第一項、
第三十五條第一項、第六十三條、
第六十六條第一項又は第六十八條
の規定に違反した者は、三年以下
の懲役若しくは二十万円以下の罰
金に処し、又はこれを併科する。

第二百三十二條 取引上又は証明上
計量を偽る目的で不正に計量器を
使用した者は、三年以下の懲役若
しくは二十万円以下の罰金に処
し、又はこれを併科する。

但し、刑法(明治四十年法律第四
十五号)に正條があるときは、刑
法による。

第二百三十三條 第四十七條第一項
の規定に違反した者は、一年以下
の懲役若しくは十万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。

第二百三十四條 第二十五條(第四
十六條)において準用する場合を含
む。第六十四條第三項、第四項
若しくは第六項、第六十六條第二
項、第六十九條第二項若しくは第
三項、第七十四條、第二百二十三
條、第二百三十二條又は第二百三十九
條第一項の規定に違反した者は、
六月以下の懲役若しくは五万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

第二百三十五條 第十條第一項若し
くは第二項、第十三條第二項、第
二十二條第二項、第二十六條第一
項、第三十五條第二項、第四十二

條第一項、第四十七條第二項、第
七十二條、第七十三條第二項、第
七十五條第二項、第七十六條第一
項、第七十七條第一項、第七十八
條から第八十四條まで、第二百三十
九條第二項又は第二百六十八條の規
定に違反した者は、五万円以下の
罰金に処する。

第二百三十六條 左の各号の一に該
当する者は、三万円以下の罰金に
処する。

一 第二十四條第三項(第四十一
條第二項)において準用する場合
を含む。又は第百五十五條第一
項の規定による命令に違反した
者

二 第二十八條第一項(第四十六
條)において準用する場合を含む。
第五十六條、第五十七條
第一項、第六十五條、第八十五
條、第八十七條第二項、第二百
二十八條、第二百六十五條、第二百
七十九條第一項又は第二百八十條の
規定に違反した者

三 第三百五十三條の規定に基づく政
令の規定に違反して報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

四 第百五十四條第一項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は質問に対して虚
偽の答弁をした者

五 第百五十六條第一項又は第百
五十七條第一項の規定による処
分を拒み、妨げ、又は忌避した
者

第二百三十七條 第二十九條第一項
(第四十六條、第六十二條又は第
百三十一條)において準用する場合
を含む。又は第三十三條(第四十
六條、第六十二條又は第百三十一
條)において準用する場合を含む。の
規定に違反した者は、一万円以
下の罰金に処する。

第二百三十八條 第二十九條第二項
(第四十六條、第六十二條又は第
百三十一條)において準用する場合
を含む。の規定に違反した場合に
おいては、その行為をした法人の
代表者、代理人、使用人その他の
従業者は、一万円以下の罰金に処
する。

(罰則規定)
第二百三十九條 法人の代表者又は
法人若しくは人の代理人、使用人
その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、第二百三十一條
から前條までの違反行為をしたと
きは、行為者を罰する外、その法
人又は人に対して、各本條の罰金
刑を科する。但し、法人又は人の
代理人、使用人その他の従業者の
当該違反行為を防止するため、当
該業務に対し相当の注意及び監督
が盡されたことの証明があつたと
きは、その法人又は人について
は、この限りでない。

附則
この法律の施行期日は、別に法律
で定める。

六	販売等の事業の再登録を受けようとする者	一件につき	七五〇円
七	第七十三條の登録を受けようとする者	一件につき	一、〇〇〇円
八	計量士の登録を受けようとする者	一件につき	一、〇〇〇円
九	製造若しくは修理の事業の許可証、販売等の事業の登録証、第七十七條の登録証又は計量士登録証の訂正を受けようとする者	一件につき	一〇〇円
十	製造若しくは修理の事業の許可証、販売等の事業の登録証、第七十七條の登録証又は計量士登録証の再交付を受けようとする者	一件につき	三〇〇円
十一	計量士国家試験を受けようとする者	一件につき	五〇〇円
十二	計量器使用事業場の指定を受けようとする者	一件につき	一、〇〇〇円
十三	検定を受けようとする者	一件につき	一〇〇円
(1)	長さ計		
イ	金屬製の長さ計	一箇につき	一〇〇円
ロ	その他の長さ計	一箇につき	二〇〇円
(2)	はかり		
イ	天びん	一箇につき	一、〇〇〇円
ロ	秤はかり	一箇につき	一〇〇円
ハ	複かんはかり	一箇につき	二〇〇、〇〇〇円
ニ	指示はかり	一箇につき	三〇〇、〇〇〇円
ホ	自動はかり	一箇につき	五、〇〇〇円
ヘ	その他のはかり	一箇につき	三〇、〇〇〇円
ト	分銅及びおもり	一箇につき	二〇〇、〇〇〇円
(3)	時間計	一箇につき	五〇、〇〇〇円
(4)	温度計	一箇につき	一〇〇円
イ	ガラス製指示目盛温度計	一箇につき	一五〇円
ロ	その他の温度計	一箇につき	三〇〇円
(5)	面積計	一箇につき	一、〇〇〇円
(6)	体積計	一箇につき	五〇〇円
イ	ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計	一箇につき	一〇〇円

(7)	その他の体積計	一箇につき	五〇、〇〇〇円
(8)	速度計	一箇につき	一、〇〇〇円
(9)	力計	一箇につき	二〇〇円
(10)	圧力計	一箇につき	五〇、〇〇〇円
(11)	自己圧力計及び分銅式標準圧力計	一箇につき	五〇〇円
(12)	その他の圧力計	一箇につき	一五〇円
(13)	仕事計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(14)	工率計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(15)	熱量計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(16)	角度計	一箇につき	五、〇〇〇円
(17)	経緯儀及び測斜儀	一箇につき	五、〇〇〇円
(18)	その他の角度計	一箇につき	五〇〇円
(19)	流量計	一箇につき	五、〇〇〇円
(20)	粘度計	一箇につき	五〇〇円
(21)	密度計	一箇につき	一、〇〇〇円
(22)	濃度計	一箇につき	一〇〇円
(23)	光度計、光束計及び照度計	一箇につき	一、〇〇〇円
(24)	周波数計及び騒音計	一箇につき	二、〇〇〇円
(25)	織度計	一箇につき	一〇〇円
(26)	引張強さ試験機及び衝撃値試験機	一箇につき	五、〇〇〇円
(27)	粒度計	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(28)	屈折度計	一箇につき	五〇〇円
(29)	湿度計	一箇につき	五、〇〇〇円
(30)	乾濕球湿度計及び変形湿度計	一箇につき	二〇〇円
(31)	比重量計	一箇につき	一、〇〇〇円
(32)	耐火度計	一箇につき	一〇〇円
(33)	部品検査を受けようとする者	一箇につき	五〇〇円
(34)	水銀温度計のガラス管	一箇につき	一、五〇〇円
(35)	ばね式自動はかりの制温装置	一箇につき	三、〇〇〇円
(36)	かたさ試験機のダイヤモンドコーン	一箇につき	五〇〇円
(37)	原型検査を受けようとする者	一箇につき	五〇〇円
(38)	長さ計の原型	一箇につき	五、〇〇〇円
(39)	面積計の原型	一箇につき	五〇〇円
(40)	体積計の原型	一箇につき	五〇〇円
(41)	その他の計量器の原型	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(42)	比較検査を受けようとする者	一箇につき	一〇、〇〇〇円

イ 経緯儀及び測斜儀	一箇につき	一五、〇〇〇円
ロ その他の角度計	一箇につき	一五、〇〇〇円
流量計	一箇につき	一五、〇〇〇円
粘度計	一箇につき	一五、〇〇〇円
密度計	一箇につき	一五、〇〇〇円
濃度計	一箇につき	一、〇〇〇円
光度計、光束計及び照度計	一箇につき	五、〇〇〇円
周波数計及び騒音計	一箇につき	六、〇〇〇円
織度計	一箇につき	三〇〇円
かたさ試験機及び衝撃値試験機	一箇につき	一五、〇〇〇円
引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機	一箇につき	三〇、〇〇〇円
粒度計	一箇につき	一、五〇〇円
屈折度計	一箇につき	一五、〇〇〇円
湿度計	一箇につき	三〇〇円
イ 乾濕球湿度計及び変形湿度計	一箇につき	三、〇〇〇円
ロ その他の湿度計	一箇につき	一、五〇〇円
比重計	一箇につき	一、五〇〇円
耐火度計	一箇につき	一、五〇〇円
基準器検査を受けようとする者	一箇につき	一、〇〇〇円
長さ基準器	一箇につき	一〇、〇〇〇円
質量基準器	一箇につき	一、〇〇〇円
時間基準器	一箇につき	五、〇〇〇円
温度基準器	一箇につき	三、〇〇〇円
面積基準器	一箇につき	三、〇〇〇円
体積基準器	一箇につき	三、〇〇〇円
速さ基準器	一箇につき	六〇、〇〇〇円
力基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
圧力基準器	一箇につき	三〇、〇〇〇円
仕事基準器	一箇につき	三〇、〇〇〇円
工率基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
熱量基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
角度基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
流量基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
粘度基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
密度基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
濃度基準器	一箇につき	五、〇〇〇円
光度基準器、光束基準器及び照度基準器	一箇につき	六、〇〇〇円
周波数基準器及び騒音基準器	一箇につき	一、〇〇〇円
織度基準器	一箇につき	一、〇〇〇円

(21)	かたさ基準器及び衝撃値基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
(22)	引張強さ基準器及び圧縮強さ基準器	一箇につき	三〇、〇〇〇円
(23)	粒度基準器	一箇につき	三〇、〇〇〇円
(24)	屈折度基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
(25)	湿度基準器	一箇につき	三〇、〇〇〇円
(26)	比重基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
(27)	耐火度基準器	一箇につき	一五、〇〇〇円
十八	容量検査を受けようとする者		
(1)	容量が二立方デシメートル未満の容器	一箇につき	二〇〇円
(2)	容量が二立方デシメートル以上の容器	一箇につき	二〇〇円
十九	第三百三十二條又は第四百四十九條の検査を受けようとする者		
(1)	長さ計		
イ	金属製の長さ計	一箇につき	五〇円
ロ	その他の長さ計	一箇につき	一〇円
(2)	はかり		
イ	天びん	一箇につき	五〇〇円
ロ	棒はかり	一箇につき	五〇円
ハ	複かんはかり	一箇につき	一五〇、〇〇〇円
ニ	指示はかり	一箇につき	一五〇、〇〇〇円
ホ	自動はかり	一箇につき	一五〇、〇〇〇円
ヘ	その他のはかり	一箇につき	二五、〇〇〇円
ト	分銅及びおもり	一箇につき	一〇、〇〇〇円
(3)	時間計	一箇につき	五〇円
(4)	温度計	一箇につき	八〇円
イ	ガラス製指示目盛温度計	一箇につき	一五〇円
ロ	その他の温度計	一箇につき	五〇〇円
(5)	面積計	一箇につき	二五〇円
(6)	体積計	一箇につき	五〇円
イ	ます、化学用体積計、ガスビュレット及び肺活量計	一箇につき	五〇円

(7)	その他の体積計	一箇につき	二五、〇〇〇円
(8)	速度計	一箇につき	五〇〇円
(9)	力計	一箇につき	一〇〇円
(10)	圧力計	一箇につき	二五、〇〇〇円
(11)	自己記圧力計及び分銅式標準圧力計	一箇につき	二五〇円
(12)	仕事計	一箇につき	八〇円
(13)	工率計	一箇につき	五、〇〇〇円
(14)	熱量計	一箇につき	五、〇〇〇円
(15)	角度計	一箇につき	二、五〇〇円
(16)	イ 経緯儀及び測斜儀	一箇につき	二、五〇〇円
(17)	ロ その他の角度計	一箇につき	二五〇円
(18)	流量計	一箇につき	二、五〇〇円
(19)	粘度計	一箇につき	二五〇円
(20)	濃度計	一箇につき	五〇〇円
(21)	光度計、光束計及び照度計	一箇につき	五〇〇円
(22)	周波数計及び騒音計	一箇につき	一、〇〇〇円
(23)	織度計	一箇につき	五〇円
(24)	かたさ試験機及び衝撃値試験機	一箇につき	二、五〇〇円
(25)	引張強さ試験機及び圧縮強さ試験機	一箇につき	五、〇〇〇円
(26)	粒度計	一箇につき	二五〇円
(27)	屈折度計	一箇につき	二、五〇〇円
(28)	湿度計	一箇につき	一〇円
(29)	イ 乾濕球湿度計及び変型湿度計	一箇につき	五〇〇円
(30)	ロ その他の湿度計	一箇につき	五〇円
(31)	比重計	一箇につき	五〇円
(32)	耐火度計	一箇につき	二五〇円